

資料編

〔防災組織・協力関係機関〕

○防災関係機関の連絡先

1 市

〔令和6年4月現在〕

機 関 名	所 在 地	電話番号
那須烏山市役所烏山庁舎	那須烏山市中央 1-1-1 (代)	(0287) 83-1111
総合政策課		(0287) 83-1112
まちづくり課		(0287) 83-1151
総務課		(0287) 83-1117
税務課		(0287) 83-1114
市民課		(0287) 83-1116
商工観光課		(0287) 83-1115
会計課		(0287) 83-1119
那須烏山市役所南那須庁舎	那須烏山市大金240	
市民課南那須分室		(0287) 88-0870
農政課		(0287) 88-7117
都市建設課		(0287) 88-7118
教育委員会学校教育課		(0287) 88-6222
教育委員会生涯学習課		(0287) 88-6223
議会事務局		(0287) 88-7114
保健福祉センター	那須烏山市田野倉85-1	
健康福祉課（福祉事務所）		(0287) 88-7115
こども課		(0287) 88-7116
水道庁舎	那須烏山市城東18-3	
上下水道課		(0287) 84-0411
すくすく保育園	那須烏山市野上703-1	(0287) 82-2359
にこにこ保育園	那須烏山市岩子152-1	(0287) 88-5252
子育て支援センターきらきら	那須烏山市岩子152-1	(0287) 88-5251
つくし幼稚園	那須烏山市東原50	(0287) 88-2131
こども館	那須烏山市南 1-562-12	(0287) 80-0281
江川小学校	那須烏山市下川井1001	(0287) 88-7817
荒川小学校	那須烏山市大金135-1	(0287) 88-2017
境小学校	那須烏山市上境1404	(0287) 82-2442
烏山小学校	那須烏山市愛宕台2800	(0287) 82-2049
七合小学校	那須烏山市谷浅見910	(0287) 82-2707
南那須中学校	那須烏山市大金285	(0287) 88-2021
烏山中学校	那須烏山市南 1-2810	(0287) 82-2229

学校給食センター	那須烏山市大金120- 1	(0287) 88-2135
----------	---------------	----------------

2 消防本部

機 関 名	所 在 地	電話番号
南那須地区広域行政事務組合消防本部	那須烏山市神長880- 1	(0287) 83-8801
南那須地区広域行政事務組合那須烏山消防署	那須烏山市神長880- 1	(0287) 82-2009

3 指定行政機関・指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
消防庁応急対策室	東京都千代田区霞が関 2-1-2	(03) 5253-7527
関東農政局栃木農政事務所地域第二課	大田原市本町 1-2812	(0287) 23-5611
宇都宮地方気象台	宇都宮市明保野町 1-4	(028) 635-7260
国土交通省常陸河川国道事務所那珂川上流出張所	那須烏山市初音10-20	(0287) 82-3365
関東財務局宇都宮財務事務所	宇都宮市桜 3-1-10	(028) 633-6221
関東運輸局栃木運輸支局	宇都宮市八千代 1-14-8	(028) 658-7011
宇都宮税務署	宇都宮市昭和 2-1-7	(028) 621-2151
宇都宮地方法務局（本局）	宇都宮市小幡 2-1-11	(028) 623-6333
宇都宮労働基準監督署	宇都宮市明保野町 1-4	(028) 633-4251
那須烏山公共職業安定所	那須烏山市城東 4-18	(0287) 82-2213

4 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第12特科隊	宇都宮市茂原 1-5-45	(028) 653-1551

5 県の機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
栃木県危機管理防災局危機管理課	宇都宮市塙田 1-1-20	(028) 623-2695
栃木県危機管理防災局消防防災課	宇都宮市塙田 1-1-20	(028) 623-2132
栃木県県土整備部河川課	宇都宮市塙田 1-1-20	(028) 623-2445
栃木県県土整備部砂防水資源課	宇都宮市塙田 1-1-20	(028) 623-2452
栃木県南那須庁舎	那須烏山市中央 1-6-92	(0287) 82-2231
那須烏山警察署	那須烏山市初音 3-6	(0287) 82-0110
上境警察官駐在所	那須烏山市上境226- 8	(0287) 82-3654
烏山駅前交番	那須烏山市南 2-920- 8	(0287) 84-0159
七合警察官駐在所	那須烏山市谷浅見1072- 1	(0287) 82-3656
江川警察官駐在所	那須烏山市下川井303- 2	(0287) 88-2720
田野倉警察官駐在所	那須烏山市田野倉170- 5	(0287) 88-2400
福岡警察官駐在所	那須烏山市小倉1179- 2	(0287) 88-7568
烏山土木事務所	那須烏山市中央 1-6-92	(0287) 83-1321
県北環境森林事務所	大田原市中央 1-9-9	(0287) 23-6363

塩谷南那須農業振興事務所	矢板市鹿島町20-22	(0287) 43-1251
県北健康福祉センター	大田原市住吉町 2-14-9	(0287) 22-2257
烏山健康福祉センター	那須烏山市中央 1-6-92	(0287) 82-2231
矢板土木事務所ダム管理部	矢板市末広町 3-4	(0287) 43-5224
寺山ダム管理所	矢板市長井2166	(0287) 43-5431
東荒川ダム管理所	塩谷町大字上寺島1616-5	(0287) 45-1426
西荒川ダム管理所	塩谷町大字上寺島710	(0287) 45-0141
板室ダム管理支所	那須塩原市板室841	(0287) 69-0045
那須広域ダム管理支所（深山ダム管理事務所）	那須塩原市百村3092-1	(0287) 69-0101
矢板県税事務所	矢板市鹿島町20-22	(0287) 43-2171
塩谷南那須教育事務所	矢板市鹿島町20-22	(0287) 43-0535
烏山高等学校	那須烏山市中央 3-9-8	(0287) 83-2075
南那須特別支援学校	那須烏山市藤田1181-152	(0287) 88-7571

6 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
烏山郵便局	那須烏山市金井 2-19-1	(0287) 82-3342
烏山仲町郵便局	那須烏山市中央 2-12-13	(0287) 83-1954
小木須郵便局	那須烏山市小木須1938-1	(0287) 83-1953
七合郵便局	那須烏山市大桶355	(0287) 83-1952
向田郵便局	那須烏山市野上713-20	(0287) 83-1950
南那須郵便局	那須烏山市大金193	(0287) 88-2001
下江川郵便局	那須烏山市下川井967	(0287) 88-2036
N T T 東日本栃木支店	宇都宮市東宿郷 4-3-27	(028) 632-4460
K D D I (株)小山ネットワークセンター	小山市神鳥谷1828	(0285) 28-5086
㈱N T T ドコモ C S 栃木支店	宇都宮市大通り 2-4-3	(028) 651-6107
東京電力パワーグリッド㈱栃木カスタマーセンター	宇都宮市馬場通り 1-1-11	(0120) 995-007
J R 東日本烏山駅	那須烏山市南 2-5-6	(0287) 82-2295
日本赤十字社栃木県支部（事業推進部）	宇都宮市若草 1-10-6	(028) 622-4801
日本放送協会宇都宮放送局	宇都宮市中央 3-1-2	(028) 634-9160

7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
(一社) 栃木県エルピーガス協会	宇都宮市東今泉 2-1-21	(028) 689-5200
㈱栃木放送	宇都宮市本町12-11	(028) 622-1111
㈱エフエム栃木	宇都宮市中央 1-2-1	(028) 638-7640
㈱とちぎテレビ	宇都宮市昭和 2-2-2	(028) 623-0031
(一社) 栃木県医師会	宇都宮市駒生町3337-1	(028) 622-2655
J R バス関東(株)宇都宮支店	芳賀町芳賀台110	(028) 687-0671

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電話番号
(一財)那須烏山市農業公社	那須烏山市藤田1262	(0287) 88-7790
烏山農村婦人の家(J A那須南管理)	那須烏山市初音 7-16	(0287) 83-2111
那須南森林組合烏山支所	那須烏山市上境395	(0287) 82-2503
那須烏山商工会(本所)	那須烏山市金井 2-5-11	(0287) 82-2323
那須烏山商工会(南那須支所)	那須烏山市岩子 6-1	(0287) 88-2029
J Aなす南本店	那珂川町白久10	(0287) 96-6150
J Aなす南烏山支店	那須烏山市初音 7-5	(0287) 83-2111
J Aなす南南那須支店	那須烏山市田野倉122- 1	(0287) 88-7121
那須南農業共済組合	那須烏山市大桶2141- 2	(0287) 84-1711
那須烏山市社会福祉協議会(本所)	那須烏山市田野倉85- 1	(0287) 88-7881
那須烏山市社会福祉協議会(烏山支所)	那須烏山市初音 9- 7	(0287) 84-1294
那須烏山市観光協会(山あげ会館内)	那須烏山市金井 2-5-26	(0287) 84-1977
南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市大桶872	(0287) 83-0021
南那須地区広域行政事務組合保健衛生センター	那須烏山市大桶444	(0287) 83-1155
南那須地区障がい者相談支援センター	那須烏山市旭 1-3610	(0287) 80-1020
赤帽栃木県軽自動車運送協同組合	宇都宮市下栗 1-4-3	(028) 638-1919
東京電力EDℓリニューアブルパワー・カンパニー那須野事業所	那須塩原市下永田 2-1041	(0287) 55-2438
矢板市役所農林課	矢板市本町 5-4	(0287) 43-6210

9 隣接市町

機 関 名	所 在 地	電話番号
那珂川町役場	那珂川町馬頭555	(0287) 92-1111
さくら市役所	さくら市氏家2771	(028) 681-1111
高根沢町役場	高根沢町大字石末2053	(028) 675-8100
芳賀町役場	芳賀町祖母井1020	(028) 677-1111
市貝町役場	市貝町大字市塙1280	(0285) 68-1111
茂木町役場	茂木町大字茂木155	(0285) 63-5614
常陸大宮市役所	常陸大宮市中富町3135- 6	(0295) 52-1111

10 協定に基づく福祉避難所

機 関 名	所 在 地	電話番号
社会福祉法人 大和久福祉会	那須烏山市南大和久956- 2	(0287) 88-2041
社会福祉法人 敬愛会	那須烏山市滝田1867- 3	(0287) 84-1176
社会福祉法人 正州会	那須烏山市三箇183- 1	(0287) 88-0311
社会福祉法人 みその 聖園ヨゼフ老人ホーム	那須烏山市南 1-2806- 1	(0287) 82-2578

○給水装置工事事業指定者一覧

〔令和6年4月現在〕

事業指定者名	所在地	連絡先
那須烏山市内（五十音順）		
荒井工業(株)	那須烏山市田野倉16-1	(0287) 88-7461
(有)磯電機工業所	那須烏山市中央1-13-19	(0287) 82-2408
大島住宅設備	那須烏山市上境499	(0287) 84-2852
大森設備工業	那須烏山市南2-17-4	(0287) 84-0758
恵電社工業	那須烏山市旭2-8-26	(0287) 82-2617
梢水工	那須烏山市大里504-2	(0287) 88-2540
佐藤工業(株)	那須烏山市金井2-15-19	(0287) 83-2008
(有)佐藤設備興業	那須烏山市三箇3010-3	(0287) 88-0353
(有)サトウムセン	那須烏山市中央2-5-2	(0287) 82-2495
須藤住宅設備	那須烏山市志島111	(0287) 88-8817
(有)仙波水道工業	那須烏山市南1-7-5	(0287) 83-0911
(有)滝田水道設備	那須烏山市興野401-1	(0287) 83-1436
(株)谷口住設工業	那須烏山市南2-9-14	(0287) 82-2877
(有)丸山空調工業	那須烏山市金井1-10-15	(0287) 82-2772
皆川商会	那須烏山市小木須2271	(0287) 84-0897
那須烏山市外（五十音順）		
アイファースト(株)	宇都宮市川俣町81-6	(028) 678-3700
(株)アクアライン	広島県広島市中区上八丁堀8-8 第1ウエノビル6F	(082) 502-6639
あきやま設備工業	益子町七井175-1	(0285) 77-4038
阿久津工務店	那珂川町白久789	(0287) 92-2726
(株)阿久津設備	宇都宮市大谷町1396-15	(028) 601-1702
(有)阿久津設備工業所	さくら市葛城170	(028) 686-5136
アズマ工業(株)	宇都宮市御幸ヶ原町14-34	(028) 622-4323
荒井設備	那珂川町矢又260-4	(0287) 92-4967
(株)荒牧空調工業	さくら市卯の里1-12-9	(028) 682-2810
(有)アンカーライフシステム	茨城県常陸大宮市鷲子1749	(0295) 58-2400
(株)イースマイル	大阪府中央区瓦屋町3-7-3 イースマイルビル	(0120) 123-456
(有)池田設備工業	高根沢町大字上高根沢2552	(028) 675-3744
(株)伊藤ライニング	宇都宮市幕田町295-1	(028) 684-2511
(有)稲田設備工業	茂木町大字飯野380	(0285) 63-4790
(株)植竹設備工業	宇都宮市御幸ヶ原町136-34	(028) 661-5517
(株)大垣設備	佐野市岩崎町765-1	(0283) 61-0225
(有)大田原設備メンテナンス	大田原市元町1-10-1	(0287) 23-1674
大塚産業(株)	宇都宮市砥上町350-18	(028) 648-1518

(株)小山水道工業所	小山市宮本町3-8-22	(0285) 22-1200
(株)川田組	鹿沼市茂呂2539-5	(0289) 76-1310
関東アストモスガス(株)	東京都町田市鶴間1619-8	(0287) 82-2847
(株)関東住器	東京都葛飾区奥戸3-4-5	(03) 5654-7780
(株)菊地設備工業	宇都宮市下平出町161-1	(028) 666-5469
(有)キムラ設備工業	宇都宮市関堀町975-25	(028) 627-6556
(株)共栄配管	宇都宮市西川田町6-2	(028) 658-0502
協進設備工業(株)	宇都宮市菊水町14-10	(028) 633-8381
熊倉管工電設(株)	栃木市静356-2	(0282) 55-3161
(株)クラシアン	神奈川県横浜市港北区新横浜1-2-1	(028) 639-5611(支社)
郡司設備工業	大田原市南金丸227	(0287) 24-2655
(有)見目設備工業	高根沢町大字太田1242	(028) 676-1926
(有)高栄社	宇都宮市上籠谷町1102	(028) 667-8201
(有)坂本電機設備工業	下野市緑2-3290-16	(0285) 44-1143
(株)サンテック	さくら市葛城302-1	(028) 686-8005
(有)塩沢設備工業	芳賀郡益子町小宅31-2	(0285) 72-0843
(株)シンエイ企業	宇都宮市平松町871-4	(028) 636-4339
(株)新栄設備工業	宇都宮市兵庫塚2-9-1	(028) 654-2297
(有)総合住宅設備	宇都宮市鶴田町877	(028) 648-4160
(有)総和住設	高根沢町光陽台3-12-3	(090) 1806-7594
タイガー設備工業	さくら市鷺宿3907-9	(028) 686-4431
(株)高野商事	那珂川町富山751	(0287) 92-5153
(株)田島工業	那珂川町小川2587	(0287) 96-3211
(有)田村設備工業	真岡市堀内928	(0285) 82-6432
(株)地熱工業	那須塩原市高柳295-1	(0287) 37-0741
(有)鶴見設備工業	高根沢町大字伏久121	(028) 676-0020
(有)手塚設備	那珂川町三輪738	(0287) 96-3674
(株)輝工業	宇都宮市御幸ヶ原町34-4	(028) 663-3232
(有)東栄理工	宇都宮市清原台1-15-17	(028) 667-6512
(株)東芳リビングプランガイド	市貝町大字多田羅465-1	(0285) 68-1386
(株)西浦工業	宇都宮市鶴田町217-11	(028) 648-4128
(有)橋本冷熱工業	真岡市京泉2212-45	(0285) 84-2562
(有)ハンダ設備	宇都宮市岩本町465-2	(028) 624-8439
(株)平石工業	芳賀町大字上延生464	(028) 677-1037
(株)広野冷熱工業	宇都宮市宝木本町1140-70	(028) 665-3356
(株)フジコー	茨城県水戸市浜田1-19-13	(029) 221-8700
(有)平成スマイル設備工業	宇都宮市今宮2-17-1	(028) 645-9671
(株)細野工業	益子町大字七井2623	(0285) 72-5285
(株)本多商会	那珂川町馬頭100	(0287) 92-2303
(有)マコト設備工業	大田原市上奥沢370-3	(0287) 23-2523
(有)益子ポンプ店	那珂川町馬頭2558-55	(0287) 92-2977

(株)増潤組	宇都宮市築瀬町2500-15	(028) 633-7373
(株)マツヤ	東京都葛飾区奥戸2-30-19	(03) 5670-7781
(有)マルキ設備農機具	下野市柴7-7	(0285) 44-2377
(有)茂木住機サービス	茂木町大字鮎田2750	(0285) 63-1817
山本設備	那珂川町片平134-1	(0287) 96-4759
横山工業(株)	宇都宮市中久保1-10-15	(028) 661-0015
(株)リメイクGクラフト	宇都宮市駒生町1782-11	(028) 680-6377
若目田設備(有)	宇都宮市鑑山町622-1	(028) 670-6400
和田工業(株)	宇都宮市今泉町21	(028) 621-0511
(有)渡辺設備工業	日光市瀬尾397-14	(0288) 30-7676

○下水道排水設備指定工事店一覧

〔令和6年4月現在〕

指 定 工 事 店 名	営 業 所 所 在 地	電話番号
那須烏山市内（五十音順）		
荒井工業(株)	那須烏山市田野倉16-1	(0287) 88-7461
(株)荒川建設	那須烏山市田野倉192-1	(0287) 88-2654
(有)磯電機工業所	那須烏山市中央1-13-19	(0287) 82-2408
大島住宅設備	那須烏山市上境499	(0287) 84-2852
大森設備工業	那須烏山市南2-17-4	(0287) 84-0758
恵電社工業	那須烏山市旭2-8-26	(0287) 82-2617
梢水工(株)	那須烏山市大里504-2	(0287) 88-2540
佐藤工業(株)	那須烏山市金井2-15-19	(0287) 83-2008
須藤住宅設備	那須烏山市志島111	(0287) 88-8817
(株)関谷建設	那須烏山市神長597-2	(0287) 80-1311
(有)仙波水道工業	那須烏山市南1-7-5	(0287) 83-0911
(有)滝田水道設備	那須烏山市興野401-1	(0287) 83-1436
(株)谷口住設工業	那須烏山市南2-9-14	(0287) 82-2877
(株)野村建設	那須烏山市中央3-6-3	(0287) 84-0506
(株)平野建設	那須烏山市野上1162	(0287) 82-3740
(有)丸山空調工業	那須烏山市金井1-10-15	(0287) 82-2772
皆川商会	那須烏山市小木須2271	(0287) 84-0897
渡邊建設(株)	那須烏山市金井2-7-11	(0287) 82-2470
那須烏山市外（五十音順）		
アイファースト(株)	宇都宮市野沢町366-4	(028) 678-3700
(株)阿久津設備	宇都宮市大谷町1396-15	(028) 601-1702
(有)阿久津設備工業所	さくら市葛城170	(028) 686-5136
荒井設備	那珂川町矢又260-4	(0287) 92-4967
荒牧空調工業(株)	さくら市卯の里一丁目12-9	(028) 682-2810
(有)池田設備工業	塩谷郡高根沢町上高根沢2552	(028) 675-3744
(株)石川工業	宇都宮市下桑島町1097-4	(028) 612-1838
(有)稲田設備工業	茂木町大字飯野380	(0285) 63-4790
(株)植竹設備工業	宇都宮市御幸ヶ原町136-34	(028) 661-5517
(有)大田原設備メンテナンス	大田原市若草1-1380-4	(0287) 23-1674
(株)小山水道工業所	小山市宮本町3-8-22	(0285) 22-1200
(株)川田組	鹿沼市茂呂2519-5	(0289) 76-1310
(有)キムラ設備工業	宇都宮市関堀町975-25	(028) 627-6556
協進設備工業(株)	宇都宮市菊水町14-10	(028) 633-8381
(有)見目設備工業	高根沢町太田1242	(028) 676-1926
(株)サンテック	さくら市葛城302-1	(028) 686-8005

(株)シンエイ企業	宇都宮市平松町871-4	(028) 636-4339
新栄設備工業	宇都宮市兵庫塚2-9-1	(028) 654-2297
(株)セバタ	茨城県筑西市横塚1371-4	(0285) 81-5160
(有)総和住設	高根沢町光陽台3-12-3	(028) 680-1153
(株)高野商事	那珂川町富山751	(0287) 92-5153
(株)田島工業	那珂川町小川2587	(0287) 96-3211
(株)地熱工業	那須塩原市高柳295-1	(0287) 37-0741
(有)鶴見設備工業	高根沢町伏久121	(028) 676-0020
(株)輝工業	宇都宮市御幸ヶ原町34-4	(028) 663-3232
(有)東栄理工	宇都宮市清原台1-15-17	(028) 667-6512
(株)東芳リビングプランガイド	市貝町大字多田羅465-1	(0285) 68-1386
(有)橋本冷熱工業	真岡市京泉2212-45	(0285) 84-2562
(有)ハンダ設備	宇都宮市岩本町465-2	(028) 624-8439
(株)広野冷熱工業	宇都宮市宝木本町1140-70	(028) 665-3356
(株)フジコー	下都賀郡壬生町壬生丁132-4	(0282) 25-5327
(有)平成スマイル設備工業	宇都宮市今宮2-17-1	(028) 645-9671
(有)マコト設備工業	大田原市上奥沢370-3	(0287) 23-2523
(株)増渕組	宇都宮市築瀬町2500-15	(028) 633-7373
(株)リメイク.Gクラフト	宇都宮市駒生町1782-11	(028) 680-6377
若目田設備(有)	宇都宮市鎧山町622-1	(028) 670-6400
和田工業(株)	宇都宮市今泉町21	(028) 621-0511

○那須烏山市防災会議委員名簿

No.	区 分	所 属 機 関 及 び 職 名	備 考
1	会 長	那須烏山市長	
2	第 1 号委員	那須烏山警察署長	市を管轄区域とする警察署の長
3	第 2 号委員	栃木県烏山土木事務所長	
4	第 3 号委員	南那須地区広域行政事務組合消防本部消防長	
5	第 4 号委員	那須烏山市消防団長	
6	第 5 号委員	那須烏山市教育委員会教育長	
7	第 6 号委員	那須烏山市副市長	市長が指名する市の職員
8	〃	那須烏山市総務課長	〃
9	〃	那須烏山市農政課長	〃
10	〃	那須烏山市都市建設課長	〃
11	〃	那須烏山市上下水道課長	〃

【避難・救護】

○指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

1 指定緊急避難場所

【令和6年4月1日現在】

施設 番号	施設名称	所在地	管理者名	TEL [FAX]	総面積	避難 計画 人口	対象地区	災害の種類による適否			
								洪水	土砂 災害	地震	火災
1	烏山中央公園	中央2-13-12	生涯学習課長	(0287) 88-6223	m ² 11, 185	人 2, 000	泉町・仲町・鍛冶町・ 日野町・宮原	○	×	×	○
2	烏山高等学校	中央3-9-8	烏山高等学校長	(0287) 83-2075	38, 869	2, 000	屋敷・元田町・城東・ 滝田	○	○	○	○
3	旧烏山女子高等学校	金井1-4-23	烏山高等学校長	(0287) 83-2075	26, 264	1, 500	あたご・南	○	○	○	○
4	山あげ会館	金井2-5-26	那須烏山市 観光協会長	(0287) 84-1977	11, 929	100	金井	○	○	○	○
5	烏山運動公園	南1-13-12	生涯学習課長	(0287) 88-6223	22, 491	1, 500	金三	○	○	○	○
6	烏山中学校	南1-2810	烏山中学校長	(0287) 82-2229 [(0287) 82-3827]	40, 994	2, 400	高峰・旧烏山地区・神 長・滝・宮原	○	○	○	○
7	烏山小学校	愛宕台2800	烏山小学校長	(0287) 82-2049 [(0287) 84-3025]	22, 536	2, 300	旧烏山地区・神長・ 滝・宮原	○	○	○	○
8	城東公民館	城東4	城東自治会長		414	50	城東	×	○	○	○
9	那須烏山消防署	神長880-1	南那須地区広域 消防本部消防長	(0287) 82-2009	11, 656	800	神長	×	○	○	○
10	龍門ふるさと民芸館	滝414	那須烏山市 観光協会長	(0287) 83-2765	2, 300	20	滝	○	○	○	○
11	すくすく保育園	野上703 (旧野上小)	こども課長	(0287) 82-2359	11, 387	800	野上	○	○	○	○
	烏山南公民館		生涯学習課長	(0287) 88-6223							
12	旧向田小学校	向田2187	総務課長	(0287) 83-1117	16, 867	250	向田・落合	○	○	○	○
13	宮原公民館	宮原551	宮原自治会長		318	50	宮原	×	○	○	○
14	旧境小学校	下境2226	総務課長	(0287) 83-1117	12, 940	700	下境・小原沢	○	○	○	○
15	旧境保育園	下境1165	下境代表 自治会長		2, 291	50	下境・小原沢	×	○	○	○
16	境公民館	上境290-1	生涯学習課長	(0287) 88-6223	1, 995	100	上境	○	○	○	○
17	境小学校	上境1404	境小学校長	(0287) 82-2442 [(0287) 82-2474]	26, 707	1, 400	上境	○	×	×	○
18	木須の郷交流館	小木須1862	小木須代表 自治会長		3, 225	100	小木須	○	×	×	○
19	オオムラサキ公園	大木須1730	大木須代表 自治会長		1, 928	80	大木須	×	×	×	○
20	旧やまびこの湯 [横枕グループホーム]	横枕473-1	総務課長	(0287) 83-1117	6, 700	80	横枕	○	×	×	○

21	明和ふれあいガーデン	小木須2659 (旧東小学校)	㈱DAIKAN	(0287)83-8735	18,000	600	小木須・大木須・横枕	○	×	×	○
22	大沢せせらぎの里公園	大沢634	商工観光課長	(0287)83-1115	4,400	50	大沢	○	×	×	○
23	興野集会所	興野963	興野代表 自治会長		6,861	500	興野	○	○	○	○
24	七合小学校	谷浅見910	七合小学校長	(0287)82-2707 [(0287)83-2329]	20,744	1,000	谷浅見・中山	○	○	○	○
25	旧七合公民館	大桶928-10	生涯学習課長	(0287)88-6223	4,477	100	大桶・白久	○	○	○	○
26	緑地運動公園	藤田1181-85	生涯学習課長	(0287)88-6223	56,600	1,700	大金台・南大和久・藤田	○	○	○	○
27	保健福祉センター	田野倉85-1	健康福祉課長	(0287)88-7115 [(0287)88-6069]	34,114	2,600	田野倉・小倉・宇井・大金・東原・小河原・高瀬	○	○	○	○
28	南那須中学校	大金285	南那須中学校長	(0287)88-2021 [(0287)88-0160]	59,013	1,600	大金・東原・小河原・高瀬・大里	○	○	○	○
29	江川小学校	下川井1001	江川小学校長	(0287)88-7817 [(0287)88-0154]	39,852	1,000	上川井・下川井	×	○	○	○
30	熊田西公民館	熊田555	熊田西自治会長		6,549	1,000	熊田・月次	○	○	○	○
31	藤田公民館	藤田784-1	藤田自治会長		4,347	700	藤田	○	○	○	○
32	三箇地区公民館	三箇1258	三箇代表 自治会長		6,810	900	三箇	○	○	○	○
33	志鳥地区公民館	志鳥930	志鳥代表 自治会長		8,208	1,200	志鳥	○	○	○	○
34	鴻野山公民館	鴻野山601	鴻野山自治会長		4,038	1,900	芦生沢・こぶし台・鴻野山・小白井・西野	○	○	○	○
35	ハケ代コミュニティーセンター	ハケ代169	ハケ代自治会長		2,959	900	福岡・ハケ代	○	○	○	○
36	曲畑公民館	曲畑452-1	曲畑自治会長		4,125	600	曲畑	○	○	○	○
37	輪之内自治会公民館	森田561	輪之内自治会長		5,386	900	大里・小堀・森田宿・輪之内・曲田	○	○	○	○
38	東泉寺	小倉440-1	東泉寺住職		1,777	150	小倉	○	○	○	○

2 指定避難所

【令和6年4月1日現在】

(1) 台風時等において事前に設置する指定避難所

施設 番号	名 称	所在地	管理者名	TEL [FAX]	収容 人員	建 物 築 年 (西暦)	建物 構造	耐 震 の 有 ・ 無	収容地区	災害の種類による適否			
										洪水	土砂 災害	地震	火災
1	烏山公民館	中央2-13-8	生涯学習課長	(0287) 82-7082	120	1977	非木造	無	泉町・仲町	○	×	×	○
2	旧向田小学校	向田2187	総務課長	(0287) 83-1117	700	1992	非木造	有	向田・落合	○	○	○	○
3	七合小学校	谷浅見910	七合小学校長	(0287) 82-2707 [(0287) 83-2329]	400	1973	非木造	有	谷浅見	○	○	○	○
4	保健福祉センター	田野倉85-1	健康福祉課長	(0287) 88-7115 [(0287) 88-6069]	340 (150)	1999	非木造	有	田野倉・大金	○	○	○	○
—	境公民館	上境290-1	生涯学習課長	(0287) 88-6223	—	1976	木造	無	上境・下境	○	○	×	○

※ 施設番号4「保健福祉センター」の収容人員のカッコ内の数値は、市役所烏山庁舎が万一、災害対策本部として機能しなくなったときの代替施設として使用した場合の収容人員である。

※ 境公民館は指定緊急避難場所であるが、台風時等において事前に設置する避難所として使用するため参考に記載する。

(2) その他の指定避難所

施設 番号	名 称	所在地	管理者名	TEL [FAX]	収容 人員	建 物 築 年 (西暦)	建物 構造	耐 震 の 有 ・ 無	収容地区	災害の種類による適否			
										洪水	土砂 災害	地震	火災
1	烏山武道館	中央2-17-1	生涯学習課長	(0287) 88-6223	100	1975	非木造	無	泉町・仲町	○	×	×	○
2	烏山高等学校	中央3-9-8	烏山高等学校長	(0287) 83-2075	450	1971	非木造	有	屋敷・元田町・城東・滝田	○	○	○	○
3	旧烏山女子高等学校 (体育館)	金井1-4-23	〃	〃	450	1975	非木造	有	あたご・金井・南・金三	○	○	○	○
4	農村婦人の家	初音7-16	J A那須南	(0287) 83-2111	50	1986	木造	無	あたご	○	○	○	○
5	烏山中学校	南1-2810	烏山中学校長	(0287) 82-2229 [(0287) 82-3827]	950	1978	非木造	有	高峰・旧烏山地区・神長・滝・宮原	○	○	○	○
6	烏山小学校	愛宕台2800	烏山小学校長	(0287) 82-2049 [(0287) 84-3025]	900	1970	非木造	有	旧烏山地区・神長・滝・宮原	○	○	○	○
7	那須烏山消防署	神長880-1	南那須地区広域 消防本部消防長	(0287) 82-2009	100	2014	非木造	有	神長	×	○	○	○
8	龍門ふるさと民芸館	滝414	那須烏山市観光 協会長	(0287) 83-2765	50	1993	非木造	有	滝	○	○	○	○
9	すくすく保育園	野上703	こども課長	(0287) 82-2359	250	1980	非木造	有	野上	○	○	○	○
	烏山南公民館	(旧野上小)	生涯学習課長	-----									
10	野上体育館	野上703 (旧野上小体育館)	生涯学習課長	(0287) 88-6223	450	1980	非木造	無	野上	○	○	○	○
11	旧境小学校	下境2226	総務課長	(0287) 83-1117	400	1973	木造	無	下境・小原沢	○	○	○	○
12	旧境保育園	下境1165	下境代表 自治会長		100	1975	木造	無	〃	×	○	○	○
13	境小学校	上境1404	境小学校長	(0287) 82-2442 [(0287) 82-2474]	500	1986	非木造	有	上境	○	×	×	○
14	木須の郷交流館	小木須1845	小木須代表 自治会長		50	2005	木造	無	小木須	○	×	×	○
15	大木須集会所	大木須1768	大木須代表 自治会		50	1980	木造	無	大木須	×	×	×	○

16	旧やまびこの湯 [横枕グループホーム]	横枕473-1	総務課長	(0287) 83-1117	70	1997	非木造	無	横枕	○	×	×	○
17	明和ふれあい ガーデン	小木須2659 (旧東小学校)	(株)DAIKAN	(0287) 83-8735	300	1991	非木造	有	小木須・大木須・横 枕	○	×	×	○
18	興野集会所	興野840	興野代表 自治会長		100	1982	木造	無	興野	○	○	○	○
19	旧七合中学校 (体育館)	中山226	生涯学習課長	(0287) 88-6223	450	1987	非木造	有	中山	○	○	○	○
20	那須烏山市武道館	大金240	生涯学習課長	(0287) 88-6223	350	2017	木造	有	田野倉・大金	○	○	○	○
21	南那須中学校	大金285	南那須中学校長	(0287) 88-2021 [(0287) 88-0160]	750	1992	非木造	有	田野倉・小倉・宇 井・大金・東原・小 河原・高瀬	○	○	○	○
22	熊田西公民館	熊田555	熊田西自治会長		20	(不明)	木造	無	熊田・月次・大金台	○	○	○	○
23	藤田公民館	藤田784-1	藤田自治会長		35	2018	木造	有	藤田・南大和久	○	○	○	○
24	三箇地区公民館	三箇1258	三箇代表 自治会長		60	(不明)	木造	無	三箇	○	○	○	○
25	志鳥地区公民館	志鳥930	志鳥代表 自治会長		50	(不明)	木造	無	志鳥	○	○	○	○
26	江川小学校	下川井1001	江川小学校長	(0287) 88-7817 [(0287) 88-0154]	600	1990	非木造	有	上川井・下川井	×	○	○	○
27	鴻野山公民館	鴻野山601	鴻野山自治会長	(0287) 88-7707	30	(不明)	木造	無	芦生沢・こぶし台・ 鴻野山・小白井・西 野	○	○	○	○
28	ハケ代コミュニテ ィーセンター	ハケ代169	ハケ代自治会長		20	1999	木造	有	福岡・ハケ代	○	○	○	○
29	曲畑公民館	曲畑452-1	曲畑自治会長		25	(不明)	木造	無	曲畑	○	○	○	○
30	輪之内公民館	森田561	輪之内自治会長		25	(不明)	木造	無	大里・小埜・森田 宿・輪之内・曲田	○	○	○	○
31	南那須公民館	岩子6-1	生涯学習課長	(0287) 88-6223	150	1987	非木造	有	田野倉・大金	×	○	○	○
32	スポーツ健康館	藤田1181-85	〃	(0287) 88-6223	40	1995	非木造	有	南大和久・藤田	○	○	○	○
33	南那須図書館	田野倉65-1	〃	(0287) 88-2748	100	2003	非木造	有	田野倉・大金・東 原・小河原	×	○	○	○
34	つくし幼稚園	東原50	つくし幼稚園長	(0287) 88-2131	50	1994	非木造	有	大金・東原・小河 原・高瀬	○	○	○	○

3 自主防災組織等が自主的に開設する可能性のある避難所（指定避難所以外も含む）

【令和6年4月1日現在】

施設 番号	名 称	所在地	TEL [FAX]	収容地区	備考
1	日野町自治会館	旭1-8-42	—	日野町	
2	鍛冶町会館	中央2-10-9	—	鍛冶町	土砂災害警戒区域内
3	高峰パークタウン自治会館	南1-1-247	—	ほっとからすやま ショートステイセンター	協定（自治会⇄ほっと）
4	向田西二公民館	向田2612-2地先	—	向田・落合	
5	㈱エフエー観光	向田332-1	(0287) 80-1234	向田・落合	土砂災害警戒区域内
6	落合公民館	落合364地先	—	向田・落合	
7	宮原公民館	宮原551	—	宮原	指定緊急避難場所 洪水浸水想定区域内
8	大木須集会所	大木須1768	—	大木須	指定避難所 浸水想定区域内 土砂災害警戒区域内
9	興野集会所	興野965	—	興野	指定避難所
10	谷浅見下コミュニティセンター	谷浅見701地先	—	谷浅見	
11	藤田公民館	藤田784-1	—	藤田	指定避難所
12	三箇地区公民館	三箇1258	—	三箇	指定避難所
13	リンレイテープ㈱江川工場	志鳥2438-2	—	志鳥・上川井・下川井	協定（自治会⇄リンレイ）
14	上川井公民館	上川井817地先	—	上川井	
15	下川井上公民館	下川井415	—	下川井	浸水想定区域内
16	輪之内公民館	森田561	—	大里・小竈・森田宿・ 輪之内・曲田	指定避難所

4 福祉避難所

【令和6年4月1日現在】

施設 番号	法人名	所在地	TEL [FAX]	施設名	所在地	TEL [FAX]	備考
1	—	—	—	保健福祉センター	田野倉85-1	(0287) 88-7115 [(0287) 88-6069]	指定福祉避難所
2	(福) 大和久福祉会	南大和久956-2	(0287) 88-2041 [(0287) 88-9696]	大和久学園	南大和久956-2	(0287) 88-2041 [(0287) 88-9696]	協定に基づく 福祉避難所
3				大和久育成園	南大和久956-2	(0287) 88-2041 [(0287) 88-9696]	
4				大和久烏山寮	旭1-3610	(0287) 83-2505 [(0287) 83-2505]	
5				第2大和久烏山寮	旭1-3610	(0287) 83-2505 [(0287) 83-2505]	
6	(福) 敬愛会	滝田1867-3	(0287) 84-1176 [(0287) 84-1190]	敬愛荘	滝田1867-3	(0287) 84-1176 [(0287) 84-1190]	協定に基づく 福祉避難所
7				さらい	滝田1762-2	(0287) 83-8215 [(0287) 83-8216]	
8				てんまりの杜	滝田1772-1	(0287) 84-3376 [(0287) 84-3337]	
9				なごみ	滝田1772-1	(0287) 84-3476 [(0287) 84-3337]	
10	(福) みその 聖園ヨゼフ老人ホーム	南1-2806-1	(0287) 82-2578 [(0287) 82-2511]	(福) みその 聖園ヨゼフ老人ホーム	南1-2806-1	(0287) 82-2578 [(0287) 82-2511]	協定に基づく 福祉避難所
11	(福) 正州会	三箇183-1	(0287) 88-0311 [(0287) 88-0312]	愛和苑	三箇183-1	(0287) 88-0311 [(0287) 88-0312]	協定に基づく 福祉避難所
12				あいぜん	上境458	(0287) 83-0132 [(0287) 80-0181]	
13				ふいげん	大桶1085-2	(0287) 82-0067 [(0287) 82-0068]	

※ 状況によっては、福祉避難所以外の指定避難所についても、施設の一部の部屋等を要配慮者用の「福祉避難室」として開設するものとする。

○医療機関一覧

機 関 名	所 在 地	電話番号
那須南病院	那須烏山市中央3-2-13	(0287) 84-3911
熊田診療所	那須烏山市熊田555	(0287) 88-2136
七合診療所	那須烏山市中山137	(0287) 82-2781
烏山台病院	那須烏山市滝田1868-18	(0287) 82-2739
山野クリニック	那須烏山市中央2-4-3	(0287) 84-3850
佐野医院	那須烏山市中央2-11-17	(0287) 84-1616
大野医院・クリニック ※	那須烏山市中央3-8-4	(0287) 84-3513
金井医院 ※	那須烏山市南2-9-16	(0287) 83-1166
滝田内科医院	那須烏山市金井1-13-5	(0287) 82-2544
阿久津クリニック	那須烏山市金井2-1-6	(0287) 83-2021
水沼医院	那須烏山市金井1-14-8	(0287) 84-0001
近藤クリニック	那須烏山市野上637-2	(0287) 83-2250
林田医院	那須烏山市大金212-4	(0287) 88-2056
塩谷医院	那須烏山市田野倉183	(0287) 88-2055
南那須青木医院	那須烏山市鴻野山212-2	(0287) 88-6211

※印は、不定期診療

○食料、生活必需品の備蓄状況

1 総務課管理分

【令和6年4月1日現在】

施設名	大項目	中項目	小項目	商品名等	在庫数
那須烏山役所 烏山庁舎 職員休憩室	電化製品	生活家電	その他（生活家電）	災害時特設 公衆電話用電話機	64 台
	生活用品	トイレ用品	携帯トイレ		600 回分
			簡易トイレ		1 台
			仮設トイレ （マンホールトイレ）		3 基
		防寒具・雨具・ 熱中症対策品	カッパ・レインコート		255 着
		その他生活雑貨	マスク		400 枚
	避難所備品・ 応急用品	設備品	その他（設備品）	小型発電機	1 基
		応急用品	その他（応急用品）	コーンバー	10 個
				ジャバラコーン	10 個
				給水用 ポリタンク（200）	10 個
那須烏山市役所 烏山庁舎 公用車駐車場 備蓄倉庫①	衣類	防寒着	その他（防寒着）	ジャンパー	44 着
	生活用品	洗面・風呂用具	その他 （洗面・風呂用具）	ハンドクリーナー	20 本
				ペーパー歯磨き	120 個
		トイレ用品	消臭スプレー	抗菌消臭剤（250ml）	60 本
				コンパクト 個包装毛布	120 枚
		寝具・タオル	毛布	簡易ベッド	10 台
				マットレス	340 枚
				その他 （寝具・タオル）	8 個
				寝具セット	8 個
		その他生活雑貨	マスク	マスク	1,250 枚
				10	124 本
				アルコールハンド ジェル	60 本
			消毒液	ソール消毒マット用 消毒液（40）	18 本
			フェイスシールド		100 枚
			感染防護衣		50 着
			その他 （その他生活雑貨）	ソール消毒マット	6 個
那須烏山市役所 烏山庁舎 公用車駐車場 備蓄倉庫②	食料	主食類（米・パン等）	アルファ化米	アレルゲン 27品目不使用	100 個
			アレルギー対応食品 （主食）	調理不要食 （カレーライス）	400 食
		副食（加工食品等）	スープ	野菜スープ	300 食
			栄養補助食品	ゼリー	920 個
			アレルギー対応食品 （副食）	さつま芋のレモン煮	250 食
				ホワイトシチュー	180 食
		ベビーフード・介護食品	その他（ベビーフード・ 介護用品）	乳児用即席がゆ	300 個
				根菜のやわらか煮	250 個
				里芋のそぼろ煮	250 個
	飲料	飲料	水（500ml）		1,176 本
			水（20）		186 本
			野菜ジュース	野菜ジュース	300 本
	台所・食器	食器類	その他（食器類）	園児用食器セット	200 個
				食器セット	300 個

施設名	大項目	中項目	小項目	商品名等	在庫数
那須烏山市役所 烏山庁舎 公用車駐車場 備蓄倉庫③	食料	主食類（米・パン等）	主食類（米・パン等）	レトルトパン	1,000 食
	飲料	飲料	水（500ml）		480 本
	電化製品	生活家電	その他（生活家電）	二酸化炭素濃度計	12 台
	生活用品	トイレ用品	簡易トイレ	簡易トイレ	6 台
				簡易トイレ用消耗品	2,000 回分
				自動ラップ式トイレ	12 台
				自動ラップ式 トイレ用消耗品	4,000 回分
		その他（トイレ用品）		簡易トイレ用テント	18 個
				自動ラップ式 トイレ架台	12 個
那須烏山市役所 烏山庁舎 公用車駐車場 備蓄倉庫④	衣類	下着（ブリーフ・ トランクス・ショーツ）	その他 （下着（ショーツ等））	女性用非常用 圧縮下着	100 着
		靴下・ストッキング	ストッキング	弾性ストッキング	160 足
	電化製品	消耗品・コード	乾電池（単1）		36 個
			乾電池（単2）		24 個
		生活家電	懐中電灯	LED式	8 個
			ランタン	LED式	6 個
			その他（生活家電）	ラジオ	4 台
	生活用品	防寒具・雨具・ 熱中症対策品	瞬間冷却材		300 個
			その他（防寒具・雨具・ 熱中症対策品）	うちわ	145 個
		寝具・タオル	タオル		1,000 枚
		ペーパー類・生理用品	生理用ナプキン		2,160 枚
			おりものシート		6,840 枚
		ベビー用品	子供用おむつ（新生児用）	テープタイプ	2,548 枚
			乳児用おしりふき	60枚	1 個
			乳児用おしりふき	詰替用（180枚）	7 個
		その他生活雑貨	哺乳瓶（使い捨て）		200 個
			ビニール袋	ソール収納袋	900 枚
	避難所備品・応急用品	設備品	その他（設備品）	コンテナボックス	4 個
		応急用品	その他（応急用品）	軍手	30 個
	衣類	作業着・手袋・長靴	使い捨て手袋		800 組
烏山公民館 備蓄倉庫	電化製品	消耗品・コード	乾電池（単1）		24 個
			乾電池（単2）		6 個
		生活家電	懐中電灯		2 個
			ランタン		4 個
	生活用品	洗面・風呂用具	ハンドソープ		2 個
		掃除用具	ゴミ袋（45L）		10 枚
		寝具・タオル	タオル		4 枚
			マットレス	折りたたみ クッションマット	44 枚
			毛布		100 枚
		ペーパー類・生理用品	ウェットタオル		3 個
			ティッシュ		20 箱
			その他（ペーパー類・ 生理用品）	ペーパータオル	1 組
		その他生活雑貨	マスク		250 枚
			ビニール袋	ソール収納袋	450 枚
			その他 （その他生活雑貨）	ラジオ	1 個
			フェイスシールド	養生テープ	1 個
			感染防護衣		5 枚
	避難所備品・応急用品	設備品	パーテーション （段ボール製以外）	カーテン式間仕切り ワンタッチ パーテーション	20 着
					18 枚
		応急用品	テント	屋内テント	15 枚
				屋外テント	2 張
			簡易ベッド		1 張
		その他（応急用品）		軍手	18 台
				避難所初動 運営キット	4 個
	衣類	作業着・手袋・長靴	使い捨て手袋		1 個
					200 組

施設名	大項目	中項目	小項目	商品名等	在庫数
旧向田小学校	台所・食器	食器類	紙コップ		100 個
	生活用品	掃除用具	ゴミ袋 (45L)		10 枚
		寝具・タオル	タオル		3 枚
		ペーパー類・生理用品	トイレットペーパー		3 巻
旧向田小学校 備蓄倉庫	電化製品	消耗品・コード	乾電池 (単1)		24 個
			乾電池 (単2)		6 個
		生活家電	懐中電灯		2 個
			ランタン		4 個
	生活用品	洗面・風呂用具	ハンドソープ		2 個
		掃除用具	ゴミ袋 (45L)		10 枚
		寝具・タオル	タオル		4 枚
			マットレス	折りたたみ クッションマット	22 枚
			毛布		60 枚
		ペーパー類・生理用品	ウエットタオル		3 個
			ティッシュ		20 箱
			その他 (ペーパー類・ 生理用品)	ペーパータオル	1 任意
		その他生活雑貨	マスク		250 枚
			ビニール袋	ソール収納袋	450 枚
			フェイスシールド		5 枚
			感染防護衣		20 着
			その他 (その他生活雑貨)	ラジオ	1 個
	避難所備品・応急用品	設備品	パーテーション (段ボール製以外)	カーテン式間仕切り	10 枚
				ワンタッチ パーテーション	7 枚
			テント	屋内テント	2 張
				屋外テント	1 張
		応急用品	簡易ベッド		10 台
			その他 (応急用品)	軍手	4 個
				避難所初動 運営キット	1 個
境公民館	衣類	作業着・手袋・長靴	使い捨て手袋		200 組
	食料	ベビーフード・介護食品	その他 (ベビーフード・ 介護用品)	ハイハイ	360 個
	飲料	飲料	水 (500ml)		1,200 本
	台所・食器	食器類	その他 (食器類)	園児用食器セット	400 個
	生活用品	トイレ用品	携帯トイレ	食器セット	500 個
				自動ラップ式 トイレ用消耗品	4,000 回分

施設名	大項目	中項目	小項目	商品名等	在庫数
境公民館 備蓄倉庫	電化製品	消耗品・コード	乾電池（単1）		24 個
			乾電池（単2）		6 個
		生活家電	懐中電灯		2 個
			ランタン		4 個
	生活用品	洗面・風呂用具	ハンドソープ		2 個
		掃除用具	ゴミ袋（45L）		10 枚
		寝具・タオル	タオル		4 枚
			マットレス	折りたたみ クッションマット	12 枚
			毛布		30 枚
		ペーパー類・生理用品	ウエットタオル		3 個
			ティッシュ		20 箱
			その他（ペーパー類・ 生理用品）	ペーパータオル	1 組
		その他生活雑貨	マスク		250 枚
			ビニール袋	ソール収納袋	450 枚
			フェイスシールド		5 枚
			感染防護衣		20 着
			その他 （その他生活雑貨）	ラジオ	1 個
	避難所備品・応急用品	設備品	パーテーション （段ボール製以外）	カーテン式間仕切り	6 枚
				ワンタッチ パーテーション	4 枚
			テント	屋内テント	2 張
				屋外テント	1 張
		応急用品	簡易ベッド		6 台
			その他（応急用品）	軍手	4 個
				避難所初動 運営キット	1 個
		衣類	作業着・手袋・長靴	使い捨て手袋	200 組
七合小学校 備蓄倉庫	電化製品	消耗品・コード	乾電池（単1）		24 個
			乾電池（単2）		6 個
		生活家電	懐中電灯		2 個
			ランタン		4 個
	生活用品	洗面・風呂用具	ハンドソープ		2 個
		掃除用具	ゴミ袋（45L）		10 枚
		寝具・タオル	タオル		4 枚
			マットレス	折りたたみ クッションマット	10 枚
			毛布		20 枚
		ペーパー類・生理用品	ウエットタオル		3 個
			ティッシュ		20 箱
			その他（ペーパー類・ 生理用品）	ペーパータオル	1 組
		その他生活雑貨	マスク		250 枚
			ビニール袋	ソール収納袋	450 枚
			フェイスシールド		5 枚
			感染防護衣		20 着
			その他 （その他生活雑貨）	ラジオ	1 個
	避難所備品・応急用品	設備品	パーテーション （段ボール製以外）	カーテン式間仕切り	5 枚
				ワンタッチ パーテーション	3 枚
			テント	屋内テント	2 張
				屋外テント	1 張
		応急用品	簡易ベッド		5 台
			その他（応急用品）	軍手	4 個
				避難所初動 運営キット	1 個
		衣類	作業着・手袋・長靴	使い捨て手袋	200 組

施設名	大項目	中項目	小項目	商品名等	在庫数
旧七合中学校	電化製品	季節家電	ストーブ（石油）		2 台
	生活用品	寝具・タオル	マットレス	アルミマット	100 枚
	避難所備品・応急用品	設備品	その他（設備品）	100ガソリン携行缶	1 個
				200ガソリン携行缶	4 個
				スタンドライト	4 個
				ハロゲン投光器・ 投光器三脚	2 個
				ヘルメット	20 個
				小型発電機	2 個
那須烏山市 保健福祉センター	生活用品	寝具・タオル	マットレス	折りたたみ アルミマット	40 枚
		寝具・タオル	毛布	毛布	49 枚
那須烏山市 保健福祉センター 備蓄倉庫	電化製品	消耗品・コード	乾電池（単1）		24 個
			乾電池（単2）		6 個
		生活家電	懐中電灯		2 個
			ランタン		4 個
	生活用品	洗面・風呂用具	ハンドソープ		2 個
			掃除用具	ゴミ袋（45L）	10 枚
		寝具・タオル	タオル		4 枚
			マットレス	折りたたみ クッションマット	25 枚
			毛布		59 枚
		ペーパー類・生理用品	ウェットタオル		3 個
			ティッシュ		20 箱
			その他（ペーパー類・ 生理用品）	ペーパータオル	1 組
		その他生活雑貨	マスク		250 枚
			ビニール袋	ソール収納袋	450 枚
			その他 （その他生活雑貨）	ラジオ	1 個
			フェイスシールド	養生テープ	1 個
			感染防護衣		5 枚
	避難所備品・応急用品	設備品	パーテーション （段ボール製以外）	カーテン式間仕切り	20 着
				ワンタッチ パーテーション	11 枚
			テント	屋内テント	8 枚
				屋外テント	2 張
		応急用品	簡易ベッド		1 張
			その他（応急用品）	軍手	10 台
				避難所初動 運営キット	4 個
					1 個
	衣類	作業着・手袋・長靴	使い捨て手袋		200 組

施設名	大項目	中項目	小項目	商品名等	在庫数
江川小学校 備蓄倉庫	電化製品	消耗品・コード	乾電池（単1）		24 個
			乾電池（単2）		6 個
		生活家電	懐中電灯		2 個
		生活家電	ランタン		4 個
	生活用品	洗面・風呂用具	ハンドソープ		2 個
		掃除用具	ゴミ袋（45L）		10 枚
		寝具・タオル	タオル		4 枚
			マットレス	折りたたみ クッションマット	12 枚
			毛布		20 枚
		ペーパー類・生理用品	ウエットタオル		3 個
			ティッシュ		20 箱
			その他（ペーパー類・ 生理用品）	ペーパータオル	1 組
		その他生活雑貨	マスク		250 枚
			ビニール袋	ソール収納袋	450 枚
			その他 （その他生活雑貨）	ラジオ	1 個
				養生テープ	1 個
			フェイスシールド		5 枚
			感染防護衣		20 着
	避難所備品・応急用品	設備品	パーテーション（段ボー ル製以外）	カーテン式間仕切り	5 枚
				ワンタッチ パーテーション	4 枚
			テント	屋内テント	2 張
		応急用品		屋外テント	1 張
			簡易ベッド		5 台
			その他（応急用品）	軍手	4 個
				避難所初動 運営キット	1 個
	衣類	作業着・手袋・長靴	使い捨て手袋		200 組

2 健康福祉課管理分 【令和6年4月1日現在】

備蓄場所 分類	保健福祉センター	
防 護 具	防護服	1,900枚
	防護服(前掛け)	2,800枚
	防護服(キャップ)	200枚
マ ス ク	サージカルマスク	152,000枚
	N95マスク	3,500枚
	3Dマスク	29,000枚
体 温 計	サーモフォーカス	4本
アルコール 消 毒 薬	ヒビスコール	1,115ℓ
手洗い洗剤	シャボネットF	89,76ℓ
	シャボネットP-5	765ℓ
殺 菌 剤 等	次亜塩素酸ナトリウム 水溶液	276.8ℓ
	ハイター	125ℓ
手 袋	[極薄]モデルロープ使いきり手袋	500双
	[薄手]ニトリルサーチ	366双
	ラテックスグローブ	350双
	ニトリルゴム手袋	70双
	ニトリルクリーン手袋	500双
	ニトリルラテックス手袋	250双
	サラヤプラスチック手袋	800双
	ナビロール手袋	900双
非 常 食 類	水 2ℓ (エコアクア)	60本
そ の 他	汚物処理セット (ツールBOX)	15set
	嘔吐物緊急凝固剤セット	40set
	ごみ袋 (90ℓ)	90袋
	バケツ	6個
	紙カップ	2,500個
	毛布	40枚

【消 防】

○危険物施設の現況

【令和6年4月1日現在】

種 別	箇所数	種 別	箇所数
製 造 所	2	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	44
屋 内 貯 蔵 所	15	屋 外 貯 蔵 所	5
屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	20	給 油 取 扱 所	25
地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	28	一 般 取 扱 所	18

○危険物の大量貯蔵所等一覧

【令和6年4月1日現在】

事 業 所 名	所 在 地	品 名	容量(kl)	施 設 数
(株)新庄	向田1432-1	第 2 石 油 類	400	屋内貯蔵所 1 屋外タンク貯蔵所 4
		第 3 石 油 類	230	
		第 4 石 油 類	123	
東北化工(株)	藤田1200	第 1 石 油 類	16.2	製造所 1
		ア ル コ ー ル 類	1.5	屋内貯蔵所 2
		第 2 石 油 類	51	屋外タンク貯蔵所 3
		第 3 石 油 類	43.8	屋外貯蔵所 1
		動 植 物 油 類	26	一般取扱所 1
ナス化学(株)	藤田1181-160	第 2 石 油 類	83.5	製造所 1
		第 3 石 油 類	381	屋外タンク貯蔵所 9
		第 4 石 油 類	56.3	屋外貯蔵所 3

○水防倉庫

那須烏山市水防計画第5章第2の1を参照

○消防組織・施設の状況

【令和6年4月1日現在】

分団	部	区域	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	消防車両種別
1	1	仲町・泉町・城東	1	1	1	3	17	21	消防ポンプ自動車
	2	屋敷・元田町			1	3	13	17	圧縮空気泡消火装置搭載型車両・人員輸送車
	3	鍛冶町・日野町			1	3	16	20	消防ポンプ自動車
	4	あたご・金井			1	3	14	18	消防ポンプ自動車
	5	金三・南・高峰			1	3	16	20	消防ポンプ自動車
	計		1	1	5	15	76	96	
2	1	神長・滝	1	1	1	3	6	10	消防ポンプ自動車
	2	野上			1	3	7	11	消防ポンプ自動車
	3	向田・落合			1	3	10	14	消防ポンプ自動車
	計		1	1	3	9	23	35	
3	1	宮原	1	1	1	3	9	13	消防ポンプ自動車
	2	上境			1	3	7	11	小型ポンプ積載車
	3	下境・小原沢			1	3	9	13	消防ポンプ自動車
	4	小木須・大木須・横枕			1	3	16	20	消防ポンプ自動車・小型ポンプ積載車
	5	大沢			1	3	7	11	小型ポンプ積載車
	計		1	1	5	15	48	68	
4	1	興野	1	1	1	3	11	15	消防ポンプ自動車
	2	滝田			1	3	7	11	小型ポンプ積載車
	3	中山・八ヶ平・平野			1	3	9	13	小型ポンプ積載車
	4	谷浅見			1	3	12	16	消防ポンプ自動車
	5	大桶・白久			1	3	10	14	消防ポンプ自動車
	計		1	1	5	15	49	69	
5	1	藤田	1	1	1	3	10	14	消防ポンプ自動車
	2	三箇上・中・下			1	3	11	15	消防ポンプ自動車
	3	下川井			1	3	7	11	小型ポンプ積載車
	4	上川井			1	3	9	13	消防ポンプ自動車
	計		1	1	4	12	37	53	

分団	部	区域	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	消防車両種別
6	1	志鳥下・中	1	1	1	3	7	11	消防ポンプ自動車
	2	志鳥中・上			1	3	8	12	小型ポンプ積載車
	3	熊田西・東			1	3	6	10	消防ポンプ自動車
	4	月次・大金台			1	3	8	12	小型ポンプ積載車
	計		1	1	4	12	29	45	
7	1	南大和久	1	1	1	3	4	8	小型ポンプ積載車
	2	小倉・宇井			1	3	9	13	小型ポンプ積載車
	3	田野倉			1	3	9	13	小型ポンプ積載車
	4	大金・東原・小河原・高瀬			1	3	12	16	消防ポンプ自動車
	5	鴻野山・芦生沢・こぶし台			1	2	12	16	消防ポンプ自動車
	6	小白井・西野			1	3	2	6	小型ポンプ積載車
	計		1	1	6	18	48	72	
8	1	小埜・森田・輪之内	1	1	1	3	10	14	小型ポンプ積載車
	2	大里・曲田			1	3	8	12	小型ポンプ積載車
	3	曲畑			1	3	11	15	小型ポンプ積載車
	4	八ヶ代			1	3	13	17	消防ポンプ自動車
	5	福岡			1	3	9	13	小型ポンプ積載車
	計		1	1	5	15	51	71	
女性部	1	女性部			1	3	15	19	多機能型車両・救護後援車
階級別人数 団長 (1) 副団長 (3) 分団長 (8) 副分団長 (8) 部長 (37) 女性部長 (1) 班長 (111) 女性班長 (3) 団員 (376) 合計 (548) ※ 団員376人中支援団員64人									

【令和6年4月1日現在】

消 防 水 利 等				資 機 材			
防火水槽	消火栓	その他	計	ポンプ車 (水槽付含む)	小型ポンプ 積載車	その他の車両	計
447	580	103	1,130	22	17	3	42

○重要水防箇所一覧

那須烏山市水防計画第3章第4を参照

○取水堰等一覧

那須烏山市水防計画第4章第1を参照

〔災害危険箇所〕

○土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土石流）の避難体制及び指定緊急避難場所一覧

〔ランクⅠ〕

No.	溪流名	位置	保全対象区域		公共的建物		警戒避難体制			箇所番号
			人家 戸数	公共 建物	種類	数量	行政機関 責 任 者	連絡先（消防団長か らの連絡先）	避難場所	
1	川西二号沢	神長川西	9				那須烏山市 総務課長	神長行政区長 （2分団長）	那須烏山消防署	I 82001
2	滝上沢	滝	33	有	鉄道駅舎	1		滝行政区長 （2分団長）	龍門ふるさと民 芸館	I 82002
3	滝下沢	滝	10					滝行政区長 （2分団長）	龍門ふるさと民 芸館	I 82003
4	城東沢	城東	8					城東行政区長 （1分団長）	烏山高等学校	I 82004
5	興野沢	興野中	20					興野行政区長 （4分団長）	興野集会所	I 82006
6	興野中二号 沢	興野中	11	有	水道施設	1		興野行政区長 （4分団長）	興野集会所	I 82007
7	川口二号沢	大沢下	12	有	社会福祉 施設	1		大沢行政区長 （3分団長）	宮原公民館	I 82009
8	一の沢四号 沢	上境一の沢	5					上境行政区長 （3分団長）	境公民館	I 82011
9	一の沢五号 沢	上境一の沢	12					上境行政区長 （3分団長）	境公民館	I 82012
10	山際沢	上境上平	42					上境行政区長 （3分団長）	境公民館	I 82013
11	中堀沢	上境上平	57	有	集会施設			上境行政区長 （3分団長）	境公民館	I 82014
12	卯の木沢	下境上	17	有	集会施設	1		下境行政区長 （3分団長）	旧境小学校	I 82015
13	卯の木沢	下境上	31	有	集会施設	2		下境行政区長 （3分団長）	旧境小学校	I 82016
14	尼寺沢	下境尼寺	18					下境行政区長 （3分団長）	旧境小学校	I 82017
15	川戸三号沢	小木須川戸	4	有	集会施設	1		小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	I 82020
16	三斗蒔上沢	横枕	6					横枕行政区長 （3分団長）	境公民館	I 82024
17	小沢下沢	小木須上	6					小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	I 82025
18	大海沢	小木須上	3	有	集 会 施 設・その 他の施設	3		小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	I 82026
19	大海二号沢	小木須上	5	有	集会施設	1		小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	I 82027
20	山下沢	小木須上	7					小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	I 82028
21	新屋敷三号 沢	大木須下	3	有	集会施設	1		大木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	I 82030
22	滝見谷八号 沢	大木須中上	12					大木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	I 82033
23	橋場下沢	大木須中上	2	有	集会施設	1		大木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	I 82034

24	大金沢	大金	14	有	学校	2	大金行政区長 (7分団長)	南那須中学校	I 81001
25	小倉三号沢	小倉	9	有	集 会 施 設・防災 施設	2	小倉宇井行政区長 (7分団長)	南那須中学校	I 81002
26	小白井沢	小白井	5				鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	I 81003
27	小白井三号沢	小白井	0	有	水道施設	1	鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	I 81004
28	小白井四号沢	小白井	0	有	水道施設	1	鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	I 81005
29	西熊田五号沢	熊田西	10				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	I 81006
30	宿沢	熊田西	4				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	I 81007
31	田中四号沢	志鳥	5				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	I H1101
32	西熊田九号沢	熊田	16				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	I H1102
33	入江野一号沢	三箇	15				三箇行政区長 (5分団長)	三箇地区公民館	J 81002
34	西熊田七号沢	西熊田	7				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	J 81007
35	愛宕台四号沢	中央一丁目	14	有	集会施設	1	元田町行政区長 (1分団長)	烏山高等学校	J 82005
36	神長中央	神長川西	6	有	郵便局	1	神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	J 82006
37	大桶下沢	大桶	19	有	社会福祉 施設	1	大桶白久行政区長 (4分団長)	旧七合公民館	J 82011
38	興野中沢	興野	6	有	学校	1	興野行政区長 (4分団長)	興野集会所	II 82018
39	蛭畑六号沢	蛭畑	0	有	宿泊施設	1	大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	II 82036
40	小倉二号沢	小倉	6				小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	II 81004
41	入江野沢	三箇中	7				三箇行政区長 (5分団長)	三箇地区公民館	II 81005
42	南大和久沢	南大和久	12				南大和久行政区長 (7分団長)	緑地運動公園	II 81007
43	西熊田四号沢	熊田西	11				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	II 81010
44	西熊田三号沢	熊田西	7				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	II 81011
45	宿二号沢	下川井下	5				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	II 81013
46	下黒尾沢	下川井下	10				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	II 81015
47	柏崎二号沢	志鳥下	8				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81017
48	岩川沢	志鳥中	6				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81018
49	道場前沢	志鳥中	5				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81021
50	川西一号沢	神長川西	6				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	II 82004
51	岩井沢	神長下	12				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	II 82005
52	蛭畑八号沢	大沢	5				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	II 82030
53	石原一号沢	石原	12				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	II 82042
54	石原四号沢	石原	12				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	II 82043
55	小沢上沢	小木須	5				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	II 82061
56	横枕三号沢	横枕	6				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	II 82062

57	三斗蒔下沢	横枕	6				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	Ⅱ 82063
58	横枕上沢	横枕	5				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	Ⅱ 82065
59	小沢	横枕	8				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	Ⅱ 82066
60	市場上沢	小木須	6				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82068
61	浅又下沢	小木須	21				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82070
62	人有田一号沢	大木須	6				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82078
63	人有田二号沢	大木須	6				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82079
64	滝見谷三号沢	大木須	5				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82080
65	滝見谷一号沢	大木須	6				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82082

(注) 人家5戸以上の溪流、但し5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅等のほか社会福祉施設等のある場合を含む。

〔ランクⅡ〕

No.	溪流名	位置	保全対象区域		公共的建物		警戒避難体制			箇所番号
			人家 戸数	公共 建物	種類	数量	行政機関 責 任 者	連絡先(消防団長か らの連絡先)	避難場所	
1	深作一号沢	大里	4				那須烏山市 総務課長	南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	Ⅱ 81001
2	深作二号沢	大里	4					南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	Ⅱ 81002
3	小倉一号沢	小倉	2					小倉宇井行政区長 (7分団長)	南那須中学校	Ⅱ 81003
4	小白井二号沢	小白井	2					鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	Ⅱ 81006
5	月次二号沢	月次	2					熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	Ⅱ 81009
6	西熊田二号沢	下川井下	2					川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	Ⅱ 81012
7	宿三号沢	下川井下	4					川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	Ⅱ 81014
8	柏崎一号沢	志鳥下	2					志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	Ⅱ 81016
9	高平沢	志鳥上	2					志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	Ⅱ 81020
10	板橋沢	志鳥中	2					志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	Ⅱ 81021
11	田中二号沢	志鳥中	3					志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	Ⅱ 81023
12	小山一号沢	志鳥下	1					志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	Ⅱ 81024
13	小山二号沢	志鳥下	4					熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	Ⅱ 81025
14	中井上沢	熊田東	2					志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	Ⅱ 81020
15	川南一号沢	向田南	1					向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	Ⅱ 82001
16	川南二号沢	向田南	2					向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	Ⅱ 82002
17	滝三号沢	滝	4					滝行政区長 (2分団長)	龍門ふるさと民 芸館	Ⅱ 82006
18	愛宕台一号沢	中央一丁目	2					元田町行政区長 (1分団長)	烏山高等学校	Ⅱ 82007
19	愛宕台二号沢	中央一丁目	3					屋敷行政区長 (1分団長)	烏山高等学校	Ⅱ 82008
20	愛宕台三号沢	中央一丁目	4					屋敷行政区長 (1分団長)	烏山高等学校	Ⅱ 82009

21	五郎山沢	滝田	2				滝田行政区長 (4分団長)	鳥山高等学校	Ⅱ 82010
22	猫入一号沢	中山	2				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	Ⅱ 82011
23	猫入二号沢	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	Ⅱ 82012
24	猫入三号沢	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	Ⅱ 82013
25	菅ノ沢一号沢	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	Ⅱ 82014
26	菅ノ沢二号沢	中山	2				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	Ⅱ 82013
27	中ノ沢一号沢	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	Ⅱ 82013
28	中ノ沢二号沢	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	Ⅱ 82013
29	三ヶ平三号沢	大沢	2				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82021
30	三ヶ平一号沢	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82022
31	三ヶ平五号沢	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82023
32	大沢下二号沢	大沢	4				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82024
33	大沢中二号沢	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82026
34	大沢上一号沢	大沢	2				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82027
35	大沢上沢 (梨の木沢)	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82028
36	蛭畑七号沢 (金倉沢)	大沢	2				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82029
37	蛭畑九号沢	蛭畑	2				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82031
38	蛭畑一号沢	蛭畑	2				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82032
39	蛭畑二号沢	蛭畑	3				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82033
40	蛭畑三号沢	蛭畑	2				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82034
41	大沢中三号沢	大沢中	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82038
42	三ヶ平二号沢	三ヶ平	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82039
43	一の沢二号沢	一の沢	1				上境行政区長 (3分団長)	境公民館	Ⅱ 82041
44	川辺沢	川辺	1				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82044
45	駒妙沢	駒妙	1				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82045
46	長手二号沢	長手	1				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82046
47	長手沢	長手	2				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82047
48	松原沢	松原	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82048
49	松原沢	松原	2				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82049
50	川戸六号沢	川戸	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82051
51	川戸一号沢	川戸	2				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82052
52	川戸二号沢	川戸	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82053
53	川戸五号沢	川戸	2				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82054

54	四斗蒔二号沢	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82055
55	山天下沢	小木須	2				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82056
56	山上下沢	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82057
57	高田二号沢	小木須	2				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82058
58	加熊沢	小木須	4				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82059
59	加熊二号沢	小木須	3				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82060
60	三斗蒔三号沢	横枕	4				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	Ⅱ 82064
61	山下四号沢	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82067
62	市場三号沢	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82069
63	中山四号沢	大木須	3				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82071
64	中山二号沢	大木須	3				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82072
65	杓掛三号沢	大木須	3				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82073
66	杓掛二号沢	大木須	2				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82074
67	滝見谷四号沢	大木須	2				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82075
68	道祖神沢一号沢	大木須	4				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82076
69	道祖神沢二号沢	大木須	2				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82077
70	滝見谷五号沢	大木須	3				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82081
71	滝見谷六号沢	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82083
72	滝見谷七号沢	大木須	3				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82084
73	橋場上沢	大木須	4				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82085
74	新屋敷一号沢	大木須	3				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82086
75	中山三号沢	大木須	3				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82089
76	高平一号沢	志鳥	2				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	Ⅱ H1101
77	小志鳥一号沢	志鳥	4				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	Ⅱ H1102
78	小志鳥三号沢	志鳥	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	Ⅱ H1103
79	小志鳥四号沢	志鳥	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	Ⅱ H1104
80	上黒尾二号沢	上川井	3				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	Ⅱ H1105
81	宿五号沢	下川井	3				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	Ⅱ H1106
82	西熊田八号沢	熊田	4				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	Ⅱ H1107
83	西熊田十号沢	熊田	1				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	Ⅱ H1108
84	入江野二号沢	三箇	4				三箇行政区長 (5分団長)	三箇地区公民館	Ⅱ H1109
85	矢の目沢	矢の目	3				鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	J 81005
86	西熊田六号沢	西熊田	1				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	J 81006

87	宿四号沢	宿	4				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	J 81008
88	愛宕台五号沢	中央1丁目	3				元田町行政区長 (1分団長)	烏山高等学校	J 82007
89	愛宕台六号沢	中央1丁目	3				元田町行政区長 (1分団長)	烏山高等学校	J 82008
90	水無沢	興野上	3				興野行政区長 (4分団長)	興野集会所	I 82005
91	井戸沢	大沢下	4				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	I 82008
92	石原二号沢	下境後石原	1				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	I 82018
93	石原三号沢	下境後石原	1				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	I 82019
94	横枕四号沢	横枕	4				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	I 82023
95	市場下沢	小木須中	4				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	I 82029
96	西の入沢	大木須中下	2				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	I 82031
97	東馬屋沢	大木須上	2				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	I 82032
98	下井上沢	熊田東	3				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	I 81009

(注) 人家1戸以上5戸未満の箇所。

〔ランクⅢ〕

No.	溪流名	位置	保全対象区域		公共的建物		警戒避難体制			箇所番号
			人家 戸数	公共 建物	種類	数量	行政機関 責 任 者	連絡先(消防団長か らの連絡先)	避難場所	
1	田中三号沢	大里	0				那須烏山市 総務課長	南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	ⅢH1101
2	小志鳥二号沢	大里	0					南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	ⅢH1102
3	上黒尾一号沢	小倉	0					小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	ⅢH1103
4	中ノ内一号沢	小倉	0					小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	ⅢH1104
5	小山三号沢	小山	0					志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	J 81009
6	矢の目一号沢	向田	0					向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	J 82001
7	矢の目二号沢	向田	0					向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	J 82002
8	向田西二沢	野上	0					野上行政区長 (2分団長)	すくすく保 育 園・烏山南公民 館	J 82003
9	菅ノ沢三号沢	中山	0					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	J 82009
10	菅ノ沢四号沢	中山	0					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	J 82010
11	阿久津沢	阿久津	0					藤田行政区長 (5分団長)	藤田公民館	J81001
12	大沢下三号沢	大沢下	0					大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	I 82010
13	竹内東沢	向田南	0					向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	Ⅱ 82003
14	川口一号沢	大沢	0					大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82019
15	三ヶ平四号沢	大沢	0					大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82020
16	大沢下一号沢	大沢	0					大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82025
17	蛭畑五号沢	蛭畑	0					大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82035

18	蛭畑十一号 沢	蛭畑	0					大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82037
19	川口三号沢	川口	0					大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82040
20	川戸四号沢	川戸	0					小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82050
21	新屋敷二号 沢	大木須	0					大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82087
22	新屋敷五号 沢	大木須	0					大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82088

(注) 人家0戸の箇所。

○土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）の避難体制及び

指定緊急避難場所一覧

〔ランクⅠ〕

No.	箇所名	位置	保全対象区域		公共の建物		警戒避難体制			箇所番号
			人家 戸数	公共 建物	種類	数量	行政機関 責 任 者	連絡先（消防団長か らの連絡先）	避難場所	
1	八ヶ平Ⅰ－A	八ヶ平	0	有	集会施設	1	那須烏山市 総務課長	中山行政区長 （4分団長）	七合小学校	402－ Ⅰ－001
2	興野Ⅰ－A	興野	18					興野行政区長 （4分団長）	興野集会所	402－ Ⅰ－002
3	川口Ⅰ－A	大沢下	12					大沢行政区長 （3分団長）	宮原公民館	402－ Ⅰ－003
4	大沢Ⅰ－A	大沢中	1	有	集会施設	1		大沢行政区長 （3分団長）	宮原公民館	402－ Ⅰ－004
5	東入Ⅰ－A	大沢上	6					大沢行政区長 （3分団長）	宮原公民館	402－ Ⅰ－005
6	滝田Ⅰ－A	滝田本郷	11					滝田行政区長 （4分団長）	烏山高等学校	402－ Ⅰ－007
7	中央Ⅰ－A	泉町	0	有	社会福祉 施設	1		泉町行政区長 （1分団長）	烏山高等学校	402－ Ⅰ－008
8	中央2丁目 Ⅰ－A	鍛冶町	0	有	集 会 施 設・体育 館	3		鍛冶町行政区長 （1分団長）	烏山高等学校	402－ Ⅰ－009
9	中央東Ⅰ－ A	日野町	25					日野町行政区長 （1分団長）	烏山高等学校	402－ Ⅰ－010
10	旭表Ⅰ－A	日野町	12	有	神社	1		日野町行政区長 （1分団長）	烏山高等学校	402－ Ⅰ－011
11	掘抜Ⅰ－A	日野町	15					日野町行政区長 （1分団長）	烏山高等学校	402－ Ⅰ－012
12	旭Ⅰ－A	日野町	18					日野町行政区長 （1分団長）	烏山高等学校	402－ Ⅰ－013
13	初音Ⅰ－A	南	5	有	社会福祉 施設	1		南行政区長 （1分団長）	烏山運動公園	402－ Ⅰ－015
14	初音Ⅰ－B	南	4	有	社会福祉 施設	1		南行政区長 （1分団長）	烏山運動公園	402－ Ⅰ－015
15	掘抜Ⅰ－B	南	5					南行政区長 （1分団長）	烏山運動公園	402－ Ⅰ－016
16	道陸神Ⅰ－ A	元田町	26					元田町行政区長 （1分団長）	旧烏山女子高等 学校	402－ Ⅰ－019
17	神長下Ⅰ－ A	神長下	11					神長行政区長 （2分団長）	那須烏山消防署	402－ Ⅰ－020
18	神長下Ⅰ－ B	神長下	10					神長行政区長 （2分団長）	那須烏山消防署	402－ Ⅰ－021
19	川南Ⅰ－A	向田南	15					向田行政区長 （2分団長）	旧向田小学校	402－ Ⅰ－023
20	上平Ⅰ－A	上境上平	1	有	学校	1		上境行政区長 （3分団長）	境公民館	402－ Ⅰ－025
21	卯の木Ⅰ－ A	下境上	3	有	集会施設	1		下境行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402－ Ⅰ－027
22	加熊Ⅰ－A	小木須上	6					小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402－ Ⅰ－028
23	行 人 塚 峠 Ⅰ－A	小木須上	0	有	学校	1		小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402－ Ⅰ－029
24	大海Ⅰ－A	小木須上	2	有	集 会 施 設・寺院	3		小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402－ Ⅰ－030
25	市場Ⅰ－A	大木須下	3	有	神社	1		大木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402－ Ⅰ－032
26	国見Ⅰ－A	小原沢	0	有	宿泊施設	1		小原沢行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402－ Ⅰ－033

27	川堀 I-A	小原沢	2	有	集会施設	1	小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-I-034
28	下井上 I-A	熊田東	3	有	神社		熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-I-005
29	清水畑 I-B	小白井	2	有	宗教施設	1	鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	401-I-008
30	大金 I-A	大金	4				大金行政区長 (7分団長)	南那須中学校	401-I-010
31	鴻野山 I-A	鴻野山	5				鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	401-I-1001
32	福岡 I-A	福岡	1	有	神社	1	福岡行政区長 (8分団長)	八ヶ代コミュニティセンター	401-I-1002
33	曲畑 I-A	曲畑	0	有	宿泊施設	1	曲畑自治会長 (8分団長)	曲畑公民館	401-I-1003
34	八幡下 I-A	志鳥	5				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-I-1004
35	柿木久保 I-A	熊田	6				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-I-1005
36	大金台 I-A	月次・熊田・南大和久	8				熊田・南大和久行政区長 (6・7分団長)	熊田西公民館・緑地運動公園	401-I-1006
37	大金台 I-B	月次	2	有	集会施設	1	熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-I-1007
38	大金台 I-C	南大和久	1	有	水道施設	1	南大和久行政区長 (7分団長)	緑地運動公園	401-I-1008
39	大金台 I-D	月次	10				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-I-1009
40	大金台 I-E	月次・神長	5				熊田・神長行政区長 (2・6分団長)	熊田西公民館、那須烏山消防署	401-I-1010
41	の場 I-A	小倉	5				小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	401-I-1011
42	上原 I-A	大金・東原・岩子・田野倉	6				大金・東原・田野倉行政区長 (7分団長)	保健福祉センター	401-I-1012
43	山中 I-A	田野倉	11				田野倉行政区長 (7分団長)	保健福祉センター	401-I-1013
44	溜下日向 I-A	大金・田野倉	10	有	学校	1	大金・田野倉行政区長 (7分団長)	保健福祉センター	401-I-1014
45	溜下 I-A	大金	18	有	学校	1	大金行政区長 (7分団長)「	保健福祉センター	401-I-1015
46	小鍋 I-A	大里	5				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-I-1016
47	山根 I-A	藤田	2	有	学校	1	藤田行政区長 (5分団長)	藤田公民館	401-I-1017
48	西ノ内 I-A	田野倉	1	有	寺	1	田野倉行政区長 (7分団長)	保健福祉センター	401-I-1018
49	仲町 I-A	志鳥	5				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-I-1019
50	西ノ根 I-A	志鳥	6				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-I-1020
51	仲町 I-B	志鳥	13				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-I-1021
52	池ノ入 I-A	大桶	0	有	宿泊	1	大桶白久行政区長 (4分団長)	旧七合公民館	402-I-1001
53	松山 I-A	中山	5				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-I-1002
54	小滝田 I-A	滝田	0	有	社会福祉施設・病院	3	滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-I-1003
55	浜井場 I-A	大沢	5				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-I-1004
56	金井町西裏 I-A	南一丁目	0	有	保育園、寺	1	南行政区長 (1分団長)	烏山運動公園	402-I-1005
57	高峰 I-B	南一丁目	6	有	社会福祉施設	1	南行政区長 (1分団長)	烏山運動公園	402-I-1006

58	稲積神社 I-A	下境	0	有	神社	1	下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-I-1-007
59	田町尻 I-A	金井一丁目	5	有	社会福祉施設	1	金井行政区長 (1分団長)	山あげ会館	402-I-1-008
60	堀抜 I-C	初音	14				南行政区長 (1分団長)	烏山運動公園	402-I-1-009
61	上河原 I-A	野上	8	有	社会福祉施設	1	野上行政区長 (2分団長)	すくすく保育園・烏山南公民館	402-I-1-010
62	馬揚場 I-A	横枕	3	有	集会施設、防災施設	2	横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-I-1-011
63	白岩 I-A	神長	6				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402-I-1-012
64	川戸申田 I-A	小木須	0	有	水道施設	1	小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-I-1-013
65	道陸神 I-B	愛宕台	6				あたご自治会長 (1分団長)	旧烏山女子高等学校	402-I-1-014
66	岩井沢 I-A	神長	6				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402-I-1-015
67	滝原 I-A	滝	7				滝行政区長 (2分団長)	龍門ふるさと民芸館	402-I-1-016
68	一の沢 I-B	上境	8				上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-I-1-017
69	南一丁目 I-A	南一丁目	5				南行政区長 (1分団長)	烏山運動公園	402-I-1-018
70	三斗蒔 I-A	横枕	1	有	宿泊施設	1	横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-I-1-019
71	長岡 I-A	大木須	0	有	宿泊施設	1	大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-I-1-028
72	下二 I-A	興野	3	有	水道施設	1	興野行政区長 (4分団長)	興野集会所	402-II-0-20
73	川口 II-A	大沢	3	有	水道施設	1	大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-II-0-22
74	川戸 II-B	小木須	6	有	川戸公民館	1	小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-II-0-92
75	国見 II-A	小木須	5	有	集会施設	1	小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-II-1-08
76	愛宕台 II-A	中央1丁目	4	有	集会施設・神社	2	元田町行政区長 (1分団長)	烏山高等学校	402-II-1-14
77	金場 II-A	谷浅見	6				谷浅見行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-II-0-02
78	北向 II-D	北向	5				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-II-0-31
79	橋場 II-A	大木須	5				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-II-0-54
80	新屋敷 II-B	大木須	7				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-II-0-58
81	小沢 II-B	横枕	6				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-II-0-73
82	山際 II-A	上境	5				上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-II-0-97
83	尼寺 II-B	下境	7				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-II-1-00
84	入滝田 III-A	滝田	0	有	神社	1	滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-III-0-02
85	入有田 III-A	大木須	0	有	水道施設	1	大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-III-0-08
86	新屋敷 III-A	大木須	0	有	電気通信施設	1	大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-III-0-13
87	高田 III-A	小木須	0	有	水道施設	1	小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-III-0-20
88	川南 III-A	向田	0	有	集会施設	1	向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-III-0-33

(注) 人家5戸以上の箇所、但し5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅等のほか社会福祉施設等のある場合を含む。

〔ランクⅡ〕

No.	箇所名	位置	保全対象区域		公共の建物		警戒避難体制			箇所番号
			人家 戸数	公共 建物	種類	数量	行政機関 責 任 者	連絡先(消防団長から の連絡先)	避難場所	
1	毛上Ⅰ-A	志鳥中	1				那須烏山市 総務課 長	志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-0 01
2	小志鳥Ⅱ-A	志鳥下	2					志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-0 02
3	前原Ⅱ-A	志鳥下	1					志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-0 03
4	中井上Ⅱ-A	熊田東	1					熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ-0 06
5	中井上Ⅱ-B	熊田東	2					熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ-0 07
6	月次Ⅱ-A	月次	2					熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ-0 09
7	空下Ⅱ-A	下川井下	1					川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅱ-0 12
8	見次Ⅱ-A	下川井下	1					川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅱ-0 13
9	入江野Ⅱ-A	三箇下	1					三箇行政区長 (5分団長)	三箇地区公民館	401-Ⅱ-0 14
10	観音前Ⅱ-A	小倉	3					小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	401-Ⅱ-0 15
11	欠下Ⅱ-A	小倉	1					小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	401-Ⅱ-0 16
12	欠下Ⅱ-B	小倉	1					小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	401-Ⅱ-0 17
13	南大和久Ⅱ-A	南大和久	2					南大和久行政区長 (7分団長)	緑地運動公園	401-Ⅱ-0 18
14	南大和久Ⅱ-B	南大和久	3					南大和久行政区長 (7分団長)	緑地運動公園	401-Ⅱ-0 19
15	高瀬Ⅱ-A	高瀬	2					高瀬行政区長 (7分団長)	保健福祉センタ ー	401-Ⅱ-0 20
16	高瀬Ⅱ-B	高瀬	2					高瀬行政区長 (7分団長)	保健福祉センタ ー	401-Ⅱ-0 21
17	万行Ⅱ-A	大里	1					南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ-0 22
18	高瀬Ⅱ-D	高瀬	1					高瀬行政区長 (7分団長)	保健福祉センタ ー	401-Ⅱ-0 23
19	中山Ⅱ-A	田野倉	2					田野倉行政区長 (7分団長)	保健福祉センタ ー	401-Ⅱ-0 24
20	大里Ⅱ-A	大里	2					南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ-0 25
21	大桶Ⅱ-A	大桶	1					大桶白久行政区長 (4分団長)	旧七合公民館	402-Ⅱ-0 01
22	中ノ沢Ⅱ-A	中山	1					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-0 03
23	菅ノ沢Ⅱ-A	中山	1					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-0 04
24	菅ノ沢Ⅱ-B	中山	1					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-0 05
25	菅ノ沢Ⅱ-D	中山	1					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-0 07
26	菅ノ沢Ⅱ-F	中山	1					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-0 09
27	猫入Ⅱ-A	中山	1					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-0 10
28	猫入Ⅱ-C	中山	1					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-0 12
29	入滝田Ⅱ-A	滝田	1					滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-0 13
30	入滝田Ⅱ-B	滝田	1					滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-0 14

31	入滝田Ⅱ-C	滝田	1				滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-0 15
32	五郎山Ⅱ-A	滝田	3				滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-0 16
33	興野上Ⅱ-A	興野	2				興野行政区長 (4分団長)	興野集会所	402-Ⅱ-0 17
34	興野中Ⅱ-A	興野	1				興野行政区長 (4分団長)	興野集会所	402-Ⅱ-0 18
35	興野中Ⅱ-B	興野	2				興野行政区長 (4分団長)	興野集会所	402-Ⅱ-0 19
36	川南Ⅱ-B	向田	2				向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-0 21
37	川口Ⅱ-B	大沢	2				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 23
38	川口Ⅱ-C	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 24
39	大沢Ⅱ-B	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 26
40	大沢Ⅱ-C	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 27
41	北向Ⅱ-A	北向	2				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 28
42	北向Ⅱ-B	北向	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 29
43	北向Ⅱ-C	北向	3				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 30
44	蛭畑Ⅱ-A	大沢	2				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 32
45	蛭畑Ⅱ-B	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 33
46	蛭畑Ⅱ-C	大沢	2				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 34
47	蛭畑Ⅱ-D	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 35
48	東入Ⅱ-A	大沢	4				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 36
49	道祖神Ⅱ-A	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 37
50	入有田Ⅱ-A	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 38
51	入有田Ⅱ-B	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 39
52	入有田Ⅱ-C	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 40
53	入有田Ⅱ-D	大木須	3				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 41
54	大木須上Ⅱ-A	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 42
55	大木須Ⅱ-B	大木須	3				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 43
56	大木須上Ⅱ-B	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 44
57	長岡Ⅱ-A	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 45
58	長岡Ⅱ-B	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 46
59	滝見谷Ⅱ-A	大木須	4				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 47
60	滝見谷Ⅱ-B	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 48
61	滝見谷Ⅱ-C	大木須	2				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 49
62	滝見谷Ⅱ-D	大木須	4				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 50
63	滝見谷Ⅱ-E	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 51

64	滝見谷Ⅱ-F	大木須	3				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 52
65	杓掛Ⅱ-A	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 53
66	橋場Ⅱ-B	大木須	2				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 55
67	橋場Ⅱ-C	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 56
68	新屋敷Ⅱ-A	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 57
69	新屋敷Ⅱ-C	大木須	3				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 59
70	新屋敷Ⅱ-D	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 60
71	中山Ⅱ-A	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 61
72	中山Ⅱ-B	大木須	2				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 62
73	中山Ⅱ-C	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 63
74	三斗蒔Ⅱ-A	横枕	3				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-0 65
75	三斗蒔Ⅱ-B	横枕	2				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-0 66
76	横枕Ⅱ-B	横枕	4				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-0 68
77	横枕Ⅱ-D	横枕	1				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-0 70
78	横枕Ⅱ-E	横枕	1				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-0 71
79	小沢Ⅱ-A	横枕	2				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-0 72
80	小沢Ⅱ-C	横枕	1				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-0 74
81	小沢Ⅱ-D	横枕	4				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-0 75
82	小沢Ⅱ-E	横枕	2				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-0 76
83	高田Ⅱ-A	小木須	4				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 77
84	高田Ⅱ-B	小木須	4				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 78
85	高田Ⅱ-C	小木須	2				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 79
86	三通山Ⅱ-A	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 80
87	三通山Ⅱ-B	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 81
88	三通山Ⅱ-C	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 82
89	大海Ⅱ-A	小木須	4				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 83
90	山下Ⅱ-A	小木須	2				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 84
91	山下Ⅱ-B	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 85
92	山下Ⅱ-C	小木須	3				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 86
93	高平Ⅱ-A	小木須	3				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 87
94	高平Ⅱ-B	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 88
95	川又Ⅱ-A	小木須	2				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 89
96	川又Ⅱ-B	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 90

97	川戸Ⅱ-A	小木須	3				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 91
98	松原Ⅱ-B	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 94
99	四斗蒔Ⅱ-A	小木須	3				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 95
100	一の沢Ⅱ-A	上境	1				上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-0 96
101	山際Ⅱ-B	上境	2				上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-0 98
102	尼寺Ⅱ-A	下境	2				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 99
103	石原Ⅱ-A	下境	4				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 01
104	石原Ⅱ-B	下境	1				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 02
105	川辺Ⅱ-A	下境	1				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 03
106	駒妙Ⅱ-A	小原沢	3				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 04
107	駒妙Ⅱ-B	小原沢	3				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 05
108	川堀Ⅱ-A	小原沢	2				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 06
109	川堀Ⅱ-B	小原沢	1				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 07
110	小原沢Ⅱ-A	小原沢	3				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 09
111	小原沢Ⅱ-B	小原沢	1				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 10
112	小原沢Ⅱ-C	小原沢	2				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 11
113	矢の目Ⅱ-A	向田	2				向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-1 15
114	川南Ⅱ-A	向田	2				向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-1 17
115	小白井Ⅱ-B	小白井	2				鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	401-Ⅱ-1 001
116	小白井Ⅱ-C	小白井	2				鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	401-Ⅱ-1 002
117	小白井Ⅱ-D	小白井	1				鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	401-Ⅱ-1 003
118	小白井Ⅱ-A	小白井	3				鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	401-Ⅱ-1 004
119	三箇Ⅱ-A	三箇	1				三箇行政区長 (5分団長)	三箇地区公民館	401-Ⅱ-1 005
120	三箇Ⅱ-B	三箇	1				三箇行政区長 (5分団長)	三箇地区公民館	401-Ⅱ-1 006
121	三箇Ⅱ-C	三箇	3				三箇行政区長 (5分団長)	三箇地区公民館	401-Ⅱ-1 007
122	三箇Ⅱ-D	三箇	1				三箇行政区長 (5分団長)	三箇地区公民館	401-Ⅱ-1 008
123	藤田Ⅱ-A	藤田	2				藤田行政区長 (5分団長)	藤田公民館	401-Ⅱ-1 009
124	小倉Ⅱ-A	小倉	2				小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	401-Ⅱ-1 010
125	福岡Ⅱ-A	福岡	4				福岡行政区長 (8分団長)	八ヶ代コミュニ ティセンター	401-Ⅱ-1 011
126	八ヶ代Ⅱ-A	八ヶ代	2				八ヶ代行政区長 (8分団長)	八ヶ代コミュニ ティセンター	401-Ⅱ-1 012
127	八ヶ代Ⅱ-B	八ヶ代	2				八ヶ代行政区長 (8分団長)	八ヶ代コミュニ ティセンター	401-Ⅱ-1 013
128	大里Ⅱ-C	大里	4				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ-1 015
129	曲田Ⅱ-A	曲田	1				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ-1 016

130	曲田Ⅱ-B	曲田	1				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ-1 017
131	曲畑Ⅱ-B	曲畑	2				曲畑行政区長 (8分団長)	曲畑公民館	401-Ⅱ-1 018
132	曲畑Ⅱ-C	曲畑	1				曲畑行政区長 (8分団長)	曲畑公民館	401-Ⅱ-1 019
133	曲田Ⅱ-C	曲田	1				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ-1 020
134	仲町Ⅱ-A	志鳥	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 021
135	仲町Ⅱ-B	志鳥	3				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 022
136	赤坂Ⅱ-A	志鳥	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 023
137	葉抜沢Ⅱ-A	志鳥	3				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 024
138	金草Ⅱ-A	志鳥	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 025
139	入沢Ⅱ-A	熊田	1				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ-1 026
140	中丸Ⅱ-A	月次	4				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ-1 027
141	入坪Ⅱ-A	熊田	1				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ-1 028
142	坂下Ⅱ-A	熊田	3				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ-1 029
143	上寺田Ⅱ-A	南大和久	3				南大和久行政区長 (7分団長)	緑地運動公園	401-Ⅱ-1 030
144	浅倉Ⅱ-A	熊田・月次	2				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ-1 031
145	大金台Ⅱ-A	月次	2				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ-1 032
146	大金台Ⅱ-B	南大和久	4				南大和久行政区長 (7分団長)	緑地運動公園	401-Ⅱ-1 033
147	大金台Ⅱ-C	南大和久	3				南大和久行政区長 (7分団長)	緑地運動公園	401-Ⅱ-1 034
148	大金台Ⅱ-D	月次	1				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ-1 035
149	大金台Ⅱ-E	月次	1				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ-1 036
150	島崎Ⅱ-A	宇井	4				小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	401-Ⅱ-1 037
151	新宮下Ⅱ-A	曲田	1				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ-1 038
152	山久保Ⅱ-A	宇井	1				小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	401-Ⅱ-1 039
153	横道Ⅱ-A	田野倉	3				田野倉行政区長 (7分団長)	保健福祉センタ ー	401-Ⅱ-1 040
154	山田Ⅱ-A	田野倉	1				田野倉行政区長 (7分団長)	保健福祉センタ ー	401-Ⅱ-1 041
155	山中入Ⅱ-A	田野倉	2				田野倉行政区長 (7分団長)	保健福祉センタ ー	401-Ⅱ-1 042
156	鴨毛Ⅱ-A	田野倉	1				田野倉行政区長 (7分団長)	保健福祉センタ ー	401-Ⅱ-1 043
157	雲雀内Ⅱ-A	高瀬・大金	1				高瀬・大金行政区長 (7分団長)	保健福祉センタ ー	401-Ⅱ-1 044
158	白岩Ⅱ-A	森田	2				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ-1 045
159	根小屋Ⅱ-A	森田・大里	2				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ-1 046
160	寺山下Ⅱ-A	森田	4				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ-1 047
161	小志鳥Ⅱ-B	志鳥	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 048
162	小志鳥Ⅱ-C	志鳥	3				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 049

163	小志鳥Ⅱ-D	志鳥	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 050
164	間ノ沢Ⅱ-A	大金	3				大金行政区長 (7分団長)	保健福祉センタ ー	401-Ⅱ-1 051
165	毛上Ⅱ-B	志鳥	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 052
166	毛上Ⅱ-C	志鳥	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 053
167	梅木内Ⅱ-A	上川井	2				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅱ-1 054
168	鷺子沢Ⅱ-A	志鳥	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 055
169	高野Ⅱ-A	上川井	1				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅱ-1 056
170	高畔Ⅱ-A	小埜	1				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ-1 057
171	小志鳥Ⅱ-E	志鳥	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 058
172	沢口Ⅱ-A	下川井	1				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅱ-1 059
173	宮下Ⅱ-A	下川井	1				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅱ-1 060
174	曲町Ⅱ-A	下川井	2				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅱ-1 061
175	下鳥ヶ入Ⅱ -A	下川井	2				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅱ-1 062
176	天神堂Ⅱ-A	上境	1				上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-1 001
177	蔵掛Ⅱ-A	落合	1				落合行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-1 002
178	深作Ⅱ-A	下境	1				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 003
179	卯ノ木Ⅱ-A	下境	2				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 004
180	西原Ⅱ-B	下境	1				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 005
181	尼寺下Ⅱ-A	下境	1				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 006(1)
182	中ノ内Ⅱ-A	大桶	1				大桶白久行政区長 (4分団長)	旧七合公民館	402-Ⅱ-1 007
183	下館Ⅱ-B	下境	3				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 008
184	石有Ⅱ-A	下境	3				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 009
185	釈迦堂Ⅱ-A	大桶	2				大桶白久行政区長 (4分団長)	旧七合公民館	402-Ⅱ-1 010
186	馬入ラスⅡ -A	下境	1				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 012
187	菅野沢Ⅱ-A	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 013
188	菅野沢Ⅱ-B	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 014
189	国見Ⅱ-A	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 015(1)
190	沢向Ⅱ-A	小原沢	1				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 016
191	白久保Ⅱ-B	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 019
192	菅野沢Ⅱ-C	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 020
193	山下Ⅱ-A	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 021(1)
194	漆窪Ⅱ-A	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 028
195	寺ノ前Ⅱ-A	横枕	1				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-1 030

196	谷ツ田Ⅱ-A	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 033(1)
197	堂権Ⅱ-A	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 034
198	御前田Ⅱ-A	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 035
199	洞Ⅱ-A	小木須	2				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 036(1)
200	国見Ⅱ-A	小木須	2				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 039(1)
201	吉添Ⅱ-A	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 040
202	沢向Ⅱ-A	小原沢	1				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 041
203	鳥居戸Ⅱ-B	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 043
204	吉添Ⅱ-B	中山	3				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 044
205	松山Ⅱ-A	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 045
206	谷津ヶ入Ⅱ-A	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 046
207	谷津ヶ入Ⅱ-B	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 047
208	星ノ宮Ⅱ-A	中山	2				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 048
209	西裏Ⅱ-A	谷浅見	1				谷浅見行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 049
210	東沢Ⅱ-A	谷浅見	1				谷浅見行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 050
211	長沢Ⅱ-A	滝田	1				滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-1 051
212	長沢Ⅱ-B	滝田	1				滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-1 052
213	長嶺Ⅱ-A	滝田	1				滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-1 053
214	大滝上Ⅱ-A	滝田	4				滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-1 054
215	大滝沢Ⅱ-A	滝田	4				滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-1 055
216	虫阿久津Ⅱ-A	滝田	4				滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-1 056
217	霧ヶ沢Ⅱ-A	滝田	1				滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-1 057
218	三石Ⅱ-A	中央3丁目	2				屋敷行政区長 (1分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-1 058
219	下平Ⅱ-A	興野	2				興野行政区長 (4分団長)	興野集会所	402-Ⅱ-1 059
220	久保平Ⅱ-A	神長	3				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402-Ⅱ-1 060
221	八竜神Ⅱ-A	神長	4				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402-Ⅱ-1 061
222	八竜神Ⅱ-B	神長	2				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402-Ⅱ-1 062
223	葉木沢Ⅱ-A	神長	4				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402-Ⅱ-1 063
224	戸市Ⅱ-A	神長	3				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402-Ⅱ-1 064
225	戸市Ⅱ-B	神長	2				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402-Ⅱ-1 065
226	辰巳沢Ⅱ-A	上境	4				上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-1 066
227	石有Ⅱ-A	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-1 067
228	下平Ⅱ-A	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-1 068

229	相由沢Ⅱ-A	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-1 069
230	蛭畑Ⅱ-E	大沢	3				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-1 070
231	東原Ⅱ-A	落合	1				落合行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-1 071
232	大袋Ⅱ-A	落合	1				落合行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-1 072
233	古宮内Ⅱ-A	向田	1				向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-1 073
234	入山Ⅱ-A	野上	3				野上行政区長 (2分団長)	すくすく保育園・鳥山南公民館	402-Ⅱ-1 074
235	蔵掛Ⅱ-B	落合	4				落合行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-1 075
236	田尻Ⅱ-A	落合	3				落合行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-1 076
237	西原Ⅱ-C	向田	1				向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-1 077
238	腰巻Ⅱ-A	野上	4				野上行政区長 (2分団長)	すくすく保育園・鳥山南公民館	402-Ⅱ-1 078
239	仲妻Ⅱ-A	横枕	1				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-1 079
240	矢の目Ⅱ-C	向田	3				向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-1 080
241	川南Ⅱ-C	向田	3				向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-1 081
242	愛宕台Ⅱ-B	愛宕台	3				あたご行政区長 (1分団長)	旧鳥山女子高等学校	402-Ⅱ-1 082
243	三斗蒔Ⅱ-C	横枕	1				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-1 083
244	清水川Ⅰ-A	南	3				南行政区長 (1分団長)	旧鳥山女子高等学校	402-Ⅰ-0 14
245	愛宕台Ⅰ-A	元田町	4				元田町行政区長 (1分団長)	鳥山高等学校	402-Ⅰ-0 18
246	高峰Ⅰ-A	南	3				南行政区長 (1分団長)	旧鳥山女子高等学校	402-Ⅰ-0 22
247	一の沢Ⅰ-A	上境一の沢	4				上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅰ-0 24
248	松の木Ⅰ-A	上境上平	1				上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅰ-0 26
249	沓掛Ⅰ-A	大木須中下	4				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅰ-0 31
250	下二Ⅱ-B	興野下二	3				興野行政区長 (4分団長)	興野集会所	402-Ⅰ-0 35
251	愛宕台Ⅰ-A	屋敷	3				屋敷行政区長 (1分団長)	鳥山高等学校	402-Ⅰ-0 36
252	高野Ⅰ-A	下川井	2				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅰ-0 01
253	葉木沢Ⅰ-A	下川井	4				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅰ-0 02
254	堤崎Ⅰ-A	下川井	2				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅰ-0 03
255	清水畑Ⅰ-A	小白井	3				鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	401-Ⅰ-0 07
256	本郷山下Ⅰ-A	小倉	2				小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	401-Ⅰ-0 09
257	森田宿Ⅰ-A	森田	1				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-Ⅰ-0 11
258	那須城Ⅰ-A	大木須上	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅰ-0 06
259	高瀬Ⅲ-C	高瀬	2				高瀬行政区長 (7分団長)	保健福祉センター	401-Ⅲ-0 03
260	蛭畑Ⅲ-A	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅲ-0 04

261	滝見谷Ⅲ-A	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ-0 10
262	橋場Ⅲ-A	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ-0 12
263	高田Ⅲ-C	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ-0 22
264	川辺Ⅲ-A	下境	1				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ-0 24
265	川辺Ⅲ-B	小原沢	1				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ-0 25
266	川掘Ⅲ-A	小原沢	2				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ-0 26
267	小原沢Ⅲ-B	小原沢	1				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ-0 31
268	野上Ⅲ-A	野上	1				野上行政区長 (2分団長)	すくすく保育園・鳥山南公民館	402-Ⅲ-0 32

(注) 人家1戸以上5戸未満の箇所。

〔ランクⅢ〕

No.	溪流名	位置	保全対象区域		公共的建物		警戒避難体制			箇所番号
			人家 戸数	公共 建物	種類	数量	行政機関 責 任 者	連絡先(消防団長か らの連絡先)	避難場所	
1	青木原Ⅲ-A	大里	0				那須烏山市 総務課長	南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-Ⅲ- 002
2	白久Ⅲ-A	白久	0					大桶白久行政区長 (4分団長)	旧七合公民館	402-Ⅲ- 001
3	大沢中Ⅲ-A	大沢	0					大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅲ- 003
4	蛭畑Ⅲ-B	大沢	0					大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅲ- 005
5	大木須Ⅲ-A	大木須	0					大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 006
6	大木須Ⅲ-B	大木須	0					大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 007
7	入有田Ⅲ-B	大木須	0					大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 009
8	滝見谷Ⅲ-B	大木須	0					大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 011
9	上境Ⅲ-A	上境	0					上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅲ- 014
10	横枕Ⅲ-A	上境	0					上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅲ- 015
11	横枕Ⅲ-B	上境	0					上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅲ- 016
12	横枕Ⅲ-C	上境	0					上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅲ- 017
13	横枕Ⅲ-D	上境	0					上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅲ- 018
14	沓掛Ⅲ-A	大木須	0					大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 019
15	高田Ⅲ-B	小木須	0					小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 021
16	川又Ⅲ-A	小木須	0					小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 023
17	長手Ⅲ-A	下境	0					下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 027
18	長手Ⅲ-B	下境	0					下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 028
19	川掘Ⅲ-B	小原沢	0					小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 029
20	小原沢Ⅲ-A	小原沢	0					小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 030
21	鴻野山Ⅲ-A	鴻野山	0					鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	401-Ⅲ- 1001

22	小倉Ⅲ-A	小倉	0				小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	401-Ⅲ-1002
23	福岡Ⅲ-A	福岡	0				福岡行政区長 (8分団長)	八ヶ代コミュニティセンター	401-Ⅲ-1003
24	大里Ⅲ-A	大里	0				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-Ⅲ-1004
25	大里Ⅲ-B	大里	0				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-Ⅲ-1005
26	大里Ⅲ-C	大里	0				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-Ⅲ-1006
27	大里Ⅲ-D	大里	0				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-Ⅲ-1007
28	八ヶ代Ⅲ-A	八ヶ代	0				八ヶ代行政区長 (8分団長)	八ヶ代コミュニティセンター	401-Ⅲ-1008
29	八ヶ代Ⅲ-B	八ヶ代	0				八ヶ代行政区長 (8分団長)	八ヶ代コミュニティセンター	401-Ⅲ-1009
30	八ヶ代Ⅲ-C	八ヶ代	0				八ヶ代行政区長 (8分団長)	八ヶ代コミュニティセンター	401-Ⅲ-1010
31	曲畑Ⅲ-A	曲畑	0				曲畑行政区長 (8分団長)	曲畑公民館	401-Ⅲ-1011
32	曲畑Ⅲ-B	曲畑	0				曲畑行政区長 (8分団長)	曲畑公民館	401-Ⅲ-1012
33	金草Ⅲ-A	志鳥	0				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅲ-1013
34	山根Ⅲ-A	藤田	0				藤田行政区長 (5分団長)	藤田公民館	401-Ⅲ-1014
35	大金台Ⅲ-A	南大和久	0				南大和久行政区長 (7分団長)	緑地運動公園	401-Ⅲ-1015
36	古家前Ⅲ-A	南大和久・東原	0				南大和久・東原行政区長 (7分団長)	緑地運動公園・保健福祉センター	401-Ⅲ-1016
37	向山Ⅲ-A	南大和久・東原	0				南大和久・東原行政区長 (7分団長)	緑地運動公園・保健福祉センター	401-Ⅲ-1017
38	風呂前Ⅲ-A	曲田	0				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-Ⅲ-1018
39	横道Ⅲ-A	田野倉	0				田野倉行政区長 (7分団長)	保健福祉センター	401-Ⅲ-1019
40	山中入Ⅲ-A	田野倉	0				田野倉行政区長 (7分団長)	保健福祉センター	401-Ⅲ-1020
41	沢田Ⅲ-A	小河原・東原	0				小河原・東原行政区長 (7分団長)	保健福祉センター	401-Ⅲ-1021
42	長峰Ⅲ-A	大里	0				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-Ⅲ-1022
43	小沢Ⅲ-A	小埜	0				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-Ⅲ-1023
44	中空Ⅲ-A	森田	0				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-Ⅲ-1024
45	四斗蒔Ⅲ-A	森田	0				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-Ⅲ-1025
46	板橋Ⅲ-A	志鳥	0				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅲ-1026
47	小志鳥Ⅲ-A	志鳥	0				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅲ-1027
48	曲町Ⅲ-A	下川井	0				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅲ-1028
49	大和久広入Ⅲ-A	藤田	0				藤田行政区長 (5分団長)	藤田公民館	401-Ⅲ-1029
50	藤田Ⅲ-A	藤田	0				藤田行政区長 (5分団長)	藤田公民館	401-Ⅲ-1030
51	小白井Ⅲ-A	小白井	0				鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	401-Ⅲ-1031
52	西中ノ内Ⅲ-A	大桶	0				大桶白久行政区長 (4分団長)	旧七合公民館	402-Ⅲ-1001
53	山際Ⅲ-A	上境	0				上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅲ-1002

54	猫入Ⅲ-A	中山	0				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅲ- 1003
55	矢ノ目後Ⅲ-A	向田	0				向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅲ- 1004
56	中央一丁目Ⅲ-A	中 央 1 丁目	0				元田町行政区長 (1分団長)	烏山高等学校	402-Ⅲ- 1005
57	愛宕台Ⅲ-A	愛宕台	0				元田町行政区長 (1分団長)	烏山高等学校	402-Ⅲ- 1006
58	日渡Ⅲ-A	小木須	0				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 1034
59	見次Ⅰ-A	下川井	0				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅰ- 004
60	月次Ⅰ-A	月次	0				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅰ- 006
61	岩崎Ⅱ-B	熊田東	0				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ- 005
62	下黒尾Ⅱ-A	上川井	0				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅱ- 010
63	大里Ⅱ-B	大里	0				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ- 026
64	菅ノ沢Ⅱ-E	中山	0				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ- 008
65	大沢Ⅱ-A	大沢	0				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ- 025
66	浅又Ⅱ-A	大木須	0				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 064
67	横枕Ⅱ-A	横枕	0				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ- 067
68	横枕Ⅱ-C	横枕	0				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ- 069
69	松原Ⅱ-A	小木須	0				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 093
70	鳴井川Ⅱ-A	神長	0				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402-Ⅱ- 112
71	神長Ⅱ-A	神長	0				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402-Ⅱ- 113
72	矢の目Ⅱ-B	向田	0				向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ- 116
73	曲畑Ⅱ-A	曲畑	0				曲畑行政区長 (8分団長)	曲畑公民館	401-Ⅱ- 1014
74	戸入山Ⅱ-A	小木須	0				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 1011
75	砂原Ⅱ-A	小原沢	0				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 1017(1)
76	沓掛Ⅱ-A	大木須	0				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 1018
77	朝日向Ⅱ-A	小木須	0				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 1023
78	塩ヶ平Ⅱ-B	小木須	0				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 1024
79	松原Ⅱ-A	小木須	0				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 1025
80	掛ノ上Ⅱ-A	大木須	0				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 1026
81	榎町Ⅱ-A	大木須	0				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 1027
82	田仲Ⅱ-A	小木須	0				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 1031
83	四斗蒔Ⅱ-A	小木須	0				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 1037
84	新道Ⅱ-B	小木須	0				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 1038

(注) 人家0戸の箇所。

○土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（地すべり）の避難体制及び

指定緊急避難場所一覧

No.	箇所名	位置	保全対象区域		公共の建物		警戒避難体制			箇所番号
			人家 戸数	公共 建物	種類	数量	行政機関 責 任 者	連絡先（消防団長か らの連絡先）	避難場所	
1	尼寺	下境	3				那須烏山市 総務課長	下境行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-01
2	小沢	小木須	3					小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-02
3	沓掛	大木須	3					大木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-03
4	橋場	大木須	1					大木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-04
5	松倉山	大木須	0					大木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-05
6	駒砂	小原沢	2					小原沢行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-06
7	国見	小木須	7	有	集会施設	1		小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-07
8	浅又	小木須	2					小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-08
9	松原	小木須	1					小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-09
10	小原沢西	小原沢	5					小原沢行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-10
11	小原沢東	小原沢	0					小原沢行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-11
12	川戸西	小木須	3					小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-12
13	川戸南	小木須	1					小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-13
14	川戸東	小木須	4					小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-14
15	山下	小木須	6					小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-15
16	小木須	小木須	0					小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-16
17	駒妙	小原沢	2					小原沢行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-22
18	解石	下境	2					下境行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-23
19	川西	神長	7					神長行政区長 （2分団長）	那須烏山消防署	402-24

○急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧

指定箇所数	面積 (ha)	山 林		道路等 (m)	そ の 他	
		国有林 (ha)	公民有林 (ha)		国有地 (ha)	公民有地 (ha)
8	8.99	0.08	2.39	0.68	1.17	4.67

○山地災害危険地区一覧

1 山腹崩壊危険地区一覧

地区名	大字	字	人家 戸数	公共施設	地区名	大字	字	人 家 戸数	公共施設
大久保	神長	八龍神		県道	水穴	大木須		7	市道
天神	神長	天神	20	市道	横枕	横枕		14	県道
愛宕(2)	南	西裏	10	県庁舎・県道	森ノ入	横枕	森ノ入		県道
愛宕(1)	南	西裏	11	高校・市道	境中学校裏	上境	山際	15	中学校
泉溪寺裏	南	西裏	20	高校・市道	卯の木	下境		25	県道
堀抜(1)	旭		30	市道	境公民館裏	下境	ヌジヤマ	15	小学校・県道
堀抜(2)	旭		20	無	外城	下境	外城	15	無
堀抜(3)	旭		10	県道	長坂	下境	長坂	20	県道
堀抜(4)	初音		20	県道	加熊(1)	小木須	加熊		市道
天性寺裏(2)	南	西裏	16	小・中学校・県道	加熊(2)	小木須	加熊	20	県道
天性寺裏(1)	南	高峰	15	小・中学校・市道	湯殿山	小木須	加熊	12	県道
南	南	高峰		中学校	大海(1)	小木須	カトガサワ		市道
滝(1)	滝	六月坂	10	鉄道・県道	大海(2)	小木須	大海	12	市道
滝(2)	野上	滝原	10	鉄道・県道	寺の下	小木須	寺の下	10	県道
高峰	南	高峰	20	市道	滝見谷(1)	大木須	滝見谷	30	県道
矢ノ目	向田	矢ノ目	10	市道	滝見谷(2)	大木須	中島向	8	市道
北原	落合	北原	20	市道	鞍骨	下境	鞍骨		市道
熊谷	向田	熊谷	10	市道	駒妙	小原沢	入ノ上	8	県道
谷向	向田	塙前	17	市道	川堀	小原沢	中の上	12	県道
塙前(2)	向田	塙前	5	市道	神長	神長	タボダイラ	8	県道
塙前(1)	向田	塙前	5	市道	神長(4)	神長	オオクボ	5	県道
田島久保	中山	田島久保	10	市道	屋敷	城山	城山	5	市道
星の宮(1)	中山	星の宮	6	市道	中ノ沢(1)	中山	中の沢	4	市道
星の宮(2)	中山	星の宮	5	市道	中ノ沢(2)	中山	ヨシゾエ	30	市道
上谷浅見(1)	谷浅見	下原	15	無	菅ノ沢	中山	菅ノ沢	8	市道
富士山	中山	富士山	5	中学校	落合	落合	オオタワマエ	9	市道
五郎山(1)	滝田	五郎山	10	病院・国道	向田	向田	ナカマルマエ	8	無
五郎山(2)	滝田	五郎山	20	国道	野上(2)	南	高峰	3	老人ホーム・市道
兎沢	滝田	兎沢	10	市道	向田(2)	野上	コイジ	6	市道
上興野	興野	畑中	14	県道	野上(1)	野上	タキハラ	5	鉄道・市道
比丘尾山	神長	峰岸	22	県道	野上(3)	野上	蛇塚	7	市道
庚申山	中央	庚申山	10	県道	愛宕台	愛宕台	ドウロクシン	3	県道
釜ヶ入	中央	築紫山	13	県道	小木須	小木須	オマエダ	5	県道
築紫山	中央	築紫山	30	国道	日渡	小木須	日渡	3	市道

城山	城山	城山	30	国道	小木須(2)	小木須	アサヒムカイ	3	県道
街道東	興野	水無沢	10	無	小原沢	小木須	仁進沢		市道
宮沢(1)	大沢	井戸沢	10	県道	三越橋	横枕	ナカゾマ	9	県道
宮沢(2)	大沢	宮沢		県道	水口	小木須	水口	3	県道
奈良原向	大沢	奈良原向	6	県道	上谷浅見(2)	谷浅見	下原	5	無
四貫渕	大沢	四貫渕	5	県道	築紫山(2)	中央	築紫山	6	市道
リュウガイ下	大沢	リュウガイ	7	県道	ウシロ沢	滝田	ウシロ沢	8	無
屋敷後	大沢	屋敷後	10	県道	虻塚(1)	野上	虻塚	20	無
平軍里	大沢	平軍里	6	県道	虻塚(2)	野上	虻塚	7	市道
落石	上境	落石		県道	清水	興野	清水	15	無
西和久	上境	ガジウチ	20	県道	北向	大沢	萩ノ草	6	市道
八ヶ沢	上境	八ヶ沢		県道	七合	興野	表山	6	県道
タン所	上境	タン所	10	県道	一の沢(1)	上境	宮内	12	診療所・県道
上平那須	上境	北久保	11	無	一の沢(2)	上境	一の沢	10	診療所・県道
井戸沢	大沢		5	県道	卯の木(2)	下境		5	無
木須沢	大沢	木須沢	2	県道	解石	下境	ヤクシタケ	10	市道
人有田	大木須	ショウノ入	5	市道	和久入	小木須	和久	7	市道
道祖神(1)	大木須	ナベタ	10	市道	新屋敷入	大木須	新屋敷	10	県道
道祖神(2)	大木須	道祖神		市道	朝又	小木須	河又	13	県道
飛貫	大木須	飛貫	2	市道	横枕	横枕		5	県道
高野裏	下川井	新屋敷	30	県道	矢の目	森田	矢の目	10	市道
柏崎	志鳥	竹の内	7	市道	芳朝寺	森田	芳朝寺	1	無
堀の内	三箇	堀の内	20	市道	曲田	曲田	関下		市道
守山(1)	三箇	守山		市道	ドウヤマ	下川井	ドウヤマ	4	市道
守山(2)	三箇	守山		市道	コウヤウラ	下川井	コウヤウラ	27	県道
上境(鹿島神社)	藤田	東裏	30	郵便局・県道	高林寺	志鳥	アケウエ	6	市道
坂下	熊田	坂下	15	市道	ハヌキザワ	志鳥	ハヌキザワ	22	無
向山	大和久		12	無	コウヤウラ(2)	下川井	コウヤウラ	12	県道
清水畑(1)	小白井	清水畑	20	市道	タケノウチクボ	志鳥	タケノウチクボ	16	市道
清水畑(2)	小白井	清水畑	6	無	西長田	藤田	西長田		学校
小白井	小白井	トヤ	7	市道	西光寺 (ミヤシタ)	熊田	ミヤシタ	4	市道
下山(1)	小白井	下山		市道	イリヤマ	熊田	イリヤマ	12	市道
下山(2)	小白井	下山		市道	キョウヅカ	月次	キョウヅカ	3	県道
入江野(1)	小白井	下山		市道	ウマサカ	熊田	ウマサカ	10	市道
入江野(2)	小白井	下山		市道	ダイモン	月次	ダイモン	4	市道
種小屋	三箇	種小屋	15	無	高瀬	高瀬	テンジンヤマ	8	県道
川西山(1)	藤田	川西山		市道	下山	小白井	下山		市道
川西山(2)	藤田	川西山		市道	ヤシキツヅキ	小倉	ヤシキツヅキ	34	市道

川西山(3)	藤田	川西山		市道	ヤシキツヅキ	小倉	ヤシキツヅキ	6	市道
後欠	小倉	関下		市道	オナベ	大里	オナベ	7	鉄道
前欠	小倉	前欠	2	市道	フカザクカミ	大里	フカザクカミ	5	鉄道・市道
屋敷統	小倉	屋敷統	20	市道	万行	大里	万行	12	市道
駒合地	大金	駒合地	10	小学校・鉄道	クヌギド	曲田	クヌギド	21	市道
大俵(1)	高瀬	大俵	7	駅	チュウコウ	大里	チュウコウ		市道
大俵(2)	大金		15	県道	チュウグウ	森田	チュウグウ		市道
青木ヶ原(1)	大里	青木ヶ原	15	市道	中井上	熊田	大久保	8	県道
青木ヶ原(2)	大里	青木ヶ原	5	無	鳴井山	月次	中丸	7	市道
サヤド	大里	サヤド	6	市道	堤崎	下川井	高野裏	12	県道
小塙	小塙			駅 鉄道	安楽寺	田野倉	カモゲ	12	県道
根小屋	森田	根小屋	2	無	六本木	曲田	六本木	1	県道
愛宕山	森田	愛宕山	10	市道					

2 崩壊土砂流出危険地区

地区名	大字	字	人家 戸数	公共施設	地区名	大字	字	人家 戸数	公共施設
久道	向田	久道	5	無	井戸入	横枕	井戸入	10	市道
塙前(3)	向田	塙前	10	市道	深作入	下境	深作入	10	中学校・県道
霧ヶ沢	城山	ハット山	6	国道	僧ヶ入	下境	山根上	12	小学校・県道
水無沢	興野	水無	10	県道	和久入	小木須	和久	15	県道
手洗場	興野	ハバ	12	県道	所沢	小木須	所沢	20	小学校・県道
幕焼沢	大沢	幕焼沢	3	県道	鍛冶屋沢	大木須	鍛冶屋沢	6	無
大葎	大沢	大葎	10	県道	東ヶ入	大木須	セキザワ	15	県道
住崎沢	大沢	住崎入	6	県道	目目沢	大木須	目目沢	12	県道
井戸入	大沢	井戸沢	5	県道	河戸口	小木須	河戸		市道
大林	大沢	大林	2	市道	内久保(2)	大沢	ウシロクボ	6	県道
内久保	大沢	内久保	10	県道	城山西	城山	庁舎峰	7	市道
金倉沢	大沢	金倉沢	10	県道	桜ノ沢	大沢	桜ノ沢	8	県道
菅ノ沢	大沢	菅ノ沢	10	県道	金倉沢(2)	大沢	金倉沢	5	県道
外輪沢	大沢	外輪沢	7	県道	辰見沢	上境	辰見沢	2	市道
江戸沢	大沢	江戸沢	7	県道	大名沢	上境	大名沢	10	県道
西ヶ沢	大沢	西ヶ沢	10	県道	男子ヶ沢	上境	男子ヶ沢	10	県道
前沢	大沢	前沢		県道	与路ヶ沢	上境	与路ヶ沢	6	県道
宮原	上境	宮原	10	県道	解石沢	下境	長坂	30	県道
大名沢	上境	宮内	15	県道	菖蒲沢	大木須	柿の木平	7	無
八ヶ沢(1)	上境	八ヶ沢	3	県道	常の入	大木須	常の入	12	県道
八ヶ沢(2)	上境	八ヶ沢	3	県道	小原沢	小原沢	長峰	5	県道
橋ヶ沢	大沢	橋ヶ沢	6	県道	相由沢	大沢		15	公民館・県道

井戸沢	大沢	井戸沢	3	県道	長手	下境		4	市道
軍沢	大沢	軍沢	3	県道	宮の内沢	大木須		15	県道
堀の内	三箇	堀の内	10	市道	根小屋	森田	ヨウガイ	3	無
大峰	小白井	大峰	2	市道	小倉沢	小河原	ウシオクボ	10	鉄道・市道
清水畑	小白井	清水畑	17	市道	堂の前	高瀬		11	鉄道・市道
藤田	藤田	川西山	1	市道					

○地すべり危険地区一覧

地区名	大字	人家 戸数	公共施設
解石	解石	20	市道
駒妙	下境	17	県道
小原沢	小原沢	8	県道

〔輸 送〕

○離着陸場一覧

1 飛行場外離着陸場

No.	名称	所在地	離着陸場所	連絡先	地 積 (m)	種別	主たる 注意事項
1	大桶運動公園	大桶1926	陸上競技場芝生	(0287) 88-6223	200×200	A	立入者退避
2	烏山野球場	野上1750	野球場 草地	(0287) 88-6223	180×100	A	立入者退避
3	緑地運動公園	藤田1181-85	野球場 芝生	(0287) 88-6223	140×140	A	散水必要 立入者退避
4	那須烏山消防署	神長880-1	専用ヘリポート アスファルト舗装	(0287) 82-2009	離着陸帯 21×21	C	立入者退避 飛散物排除

種別 A：2機、散水不要 B：2機、散水要 C：1機、散水不要 D：1機、散水要 E：ドクヘリ限定

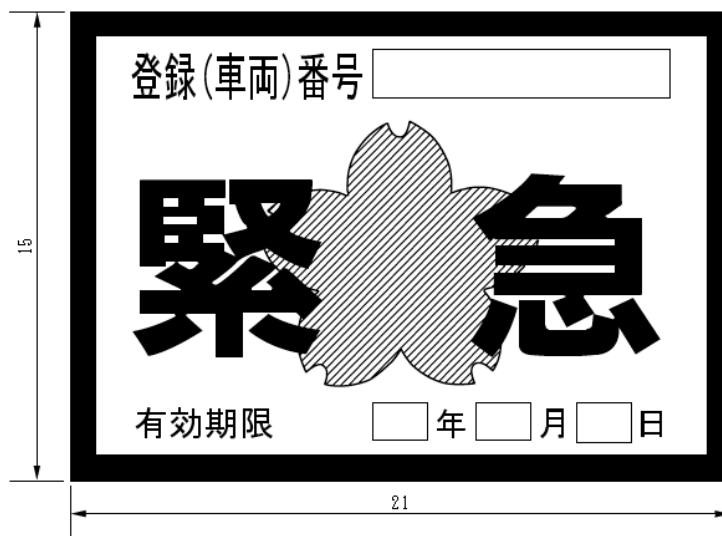
2 緊急離着陸場

No.	名称	所在地	離着陸場所	使用時の連絡先	地 積 (m)	種別	主たる 注意事項
1	清水川せせらぎ公園	旭1-1706	広場 芝生	(0287) 88-7118	62×45	C	立入者退避
2	七合小学校	谷浅見910	校庭 土	(0287) 82-2707	113×92	B	散水必要 立入者退避
3	旧東小学校	小木須2659-2	校庭 土	(0287) 83-8735	123×100	B	散水必要 立入者退避
4	境公民館	上境1404	校庭 土	(0287) 82-2442	123×82	B	散水必要 立入者退避
5	烏山運動公園	南1-13	グラウンド 土	(0287) 88-6223	100×75	B	散水必要 立入者退避
6	烏山中学校	南1-2810	校庭 土	(0287) 82-2229	174×90	B	散水必要 立入者退避
7	旧向田小学校	向田2187	元校庭 土	(0287) 83-1117	135×58	B	散水必要 立入者退避
8	荒川小学校	大金135-1	校庭 土	(0287) 88-2017	138×62	B	散水必要 立入者退避
9	南那須中学校	大金285	校庭 土	(0287) 88-2021	131×110	B	散水必要 立入者退避
10	荒川水辺公園	岩子地先	公園 芝生	(0287) 83-1117	50×45	C	立入者退避
11	江川小学校	下川井1001	校庭 土	(0287) 88-7817	135×100	B	散水必要 立入者退避
12	G 7 カントリー倶楽部	森田76-1	駐車場北側&作業場 アスファルト舗装	(0287) 88-7711	40×50 104×31	A	立入者退避 車両退避
13	日信工業	福岡722-1	テストコース アスファルト舗装	(0287) 88-1215	半径20m 範囲内	E	作業者退避 車両退避
14	花水木公園	田野倉777-1	ラグビー場芝 草地	(0287) 675-0431	135×125	A	立入者退避
15	烏山城CC三の丸 1番ホールティグランド	大桶2401	ティグランド部分	(0287) 83-1100	13×36	E	立入者退避 飛散物排除
16	烏山城CC三の丸 1番ホールフェアウェイ	大桶2401	フェアウェイ部分	(0287) 83-1100	13×36	E	立入者退避 飛散物排除

種別 A：2機、散水不要 B：2機、散水要 C：1機、散水不要 D：1機、散水要 E：ドクヘリ限定

○緊急通行車両の標章及び確認証明書

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両等確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両等確認証明書		知 事 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用 者	住 所	電話（ ） 局 番
	氏 名	
通 行 目 的		
通 行 日 時		
通 行 経 路	出発地	目的地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

〔応援協定等〕

○単一自治体との協定等一覧

No.	名称	締結先
1	那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	東京都豊島区
2	災害時における相互応援に関する協定	埼玉県和光市

○複数自治体等との協定等一覧

No.	名称	締結先
1	災害時における市町村相互応援に関する協定	栃木県、栃木県内市町
2	特殊災害消防相互応援協定	栃木県、栃木県内消防本部設置市、 各組合消防本部
3	栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定	栃木県、栃木県内市町、 栃木県内広域行政事務組合、 栃木県内衛生関係事務組合
4	公益社団法人日本水道協会栃木県支部水道災害相互応援協定	栃木県、栃木県内市町、栃木県企業局、 芳賀中部上水道企業団、 日光社寺水道事務所
5	大規模水害時の相互協力に関する申し合わせ	久慈川・那珂川流域減災対策協議会
6	原子力災害時における常陸大宮市民の県外広域避難に関する協定	茨城県常陸大宮市、大田原市、矢板市、 那須塩原市、さくら市、那須町、 那珂川町
7	南那須地区広域防災の相互協力に関する協定	那珂川町、 南那須地区広域行政事務組合、 那須烏山警察署、那珂川警察署、 栃木県建設業協会烏山支部
8	災害時における燃料・物資等の供給協力及び帰宅困難者支援に関する協定書	那珂川町、 南那須地区広域行政事務組合、 那須烏山警察署、那珂川警察署 栃木県石油商業組合南那須支部
9	災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定	那珂川町、 赤帽栃木県軽自動車運送協同組合
10	災害時における相互応援に関する協定（八溝地域活性化構想推進協議会）	八溝地域活性化構想推進協議会 加盟市町村
11	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定書	廃棄物と環境を考える協議会加盟市町村
12	全国報徳研究市町村協議会における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	全国報徳研究市町村協議会市町村

○民間事業者等との協定等一覧

No.	名称	締結先
1	那須烏山市と烏山信用金庫の地方創生に関する包括連携協定	烏山信用金庫
2	那須烏山市と株式会社栃木銀行の包括連携協定	㈱栃木銀行
3	那須烏山市と株式会社NEZASホールディングスとの「シティプロモーション」並びに「暮らしの安全・安心」に関わる包括連携協定	㈱NEZASホールディングス
4	那須烏山市と那須南農業協同組合との「地方創生推進」並びに「地域社会経済の継続的発展」に関わる包括連携協定	那須南農業協同組合
5	那須烏山市と日本郵便株式会社との包括連携に係る協定	日本郵便㈱
6	災害発生時における那須烏山市と那須烏山市内郵便局の協力に関する協定	那須烏山市内郵便局
7	地域における協力に関する協定	那須烏山市内郵便局
8	那須烏山市、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及び株式会社NTTドコモのデジタル技術活用による持続可能なまちづくりに関する連携協定	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、㈱NTTドコモ
9	地方創生にかかる包括連携に関する協定	大塚製薬㈱
10	那須烏山市災害ボランティア活動に関する協定	(福) 那須烏山市社会福祉協議会
11	災害時の支援に関する相互協力協定	(福) 那須烏山市社会福祉協議会、 那須烏山商工会青年部
12	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福) 敬愛会、社(福) 正州会、 (福) みその聖園ヨゼフ老人ホーム、 (福) 大和久福祉会
13	災害時等における施設利用の協力に関する協定	(医) 薫会烏山台病院
14	災害時における食糧及び生活必需品等の供給に関する協定	とちぎコープ生活協同組合
15	災害時における救援物資の提供協力に関する協定	㈱伊藤園
16	災害時における飲料水供給に関する協力協定	㈱ダイドードリンコサービス関東
17	災害時における物資の供給に関する協定	㈱カワチ薬品
18	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター
19	災害時における物資の提供に関する協定	㈱アクティオ
20	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	(一社) 栃木県トラック協会塩那支部
21	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	㈱ゼンリン
22	災害時における航空写真撮影等に関する協定	アジア航測㈱
23	災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定	スカイトライアル
24	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	㈱とちぎテレビ、㈱栃木放送、 ㈱エフエムとちぎ
25	災害に係る情報発信等に関する協定	L I N Eヤフー㈱
26	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンブランニング㈱栃木総支社
27	災害時の応急対策業務の実施に関する協定	(社) 栃木県建設業協会烏山支部

28	災害時における応急対策への協力に関する協定	(一社) 栃木県自動車整備振興会 南那須支部
29	災害時における対策業務の応援協力に関する協定	(一社) 栃木県建築士会
30	災害時における相互協力に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社
31	災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物除去に関する覚書	東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社
32	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	栃木県電気工事業工業組合

○その他関連する第3者間の協定等一覧

No.	名称	締結者
1	災害時における避難所施設としての使用に関する覚書	(有) ホットクレール、 高峰パークタウン自治会
2	災害時における避難所施設としての使用に関する覚書	志鳥自治会 (3自治会)、 川井自治会 (3自治会)、 リンレイテープ(株)栃木工場

〔条 例 等〕

○那須烏山市防災会議設置及び運営条例

平成17年10月 1 日条例第43号

改正

平成20年 2 月12日条例第 1 号

平成24年 9 月14日条例第32号

令和 2 年 3 月 3 日条例第23号

那須烏山市防災会議設置及び運営条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき、市長の附属機関としての防災会議の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第16条第1項の規定により、市に那須烏山市防災会議（以下「防災会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 防災会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市の地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

一部改正〔平成24年条例32号〕

(組織等)

第4条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市を管轄区域とする警察署の長
 - (2) 栃木県烏山土木事務所長
 - (3) 南那須地区広域行政事務組合消防本部消防長
 - (4) 消防団長
 - (5) 教育長
 - (6) 市長が指名する市の職員
- 6 前項第6号の委員は、10人以内とする。

7 会長及び委員は、非常勤とする。

(専門委員)

第5条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 栃木県の職員

(3) 市の職員

(4) 防災に関し識見を有する者

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

一部改正〔令和2年条例23号〕

(報酬等)

第6条 防災会議の委員（第4条第5項第4号の委員に限る。）及び専門委員（前条第2項第4号の委員に限る。）の報酬及び費用弁償については、那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第31号）の定めるところによる。

一部改正〔令和2年条例23号〕

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

一部改正〔平成20年条例1号〕

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年2月12日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月14日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月3日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

○那須烏山市災害対策本部設置及び運営条例

平成17年10月 1 日条例第44号

改正

平成24年 9 月14日条例第32号

那須烏山市災害対策本部設置及び運営条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定に基づき、災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成24年条例32号〕

(設置)

第2条 災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、市に那須烏山市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

一部改正〔平成24年条例32号〕

(所掌事務)

第3条 災害対策本部は、市の防災会議と緊密な連絡のもとに、地域防災計画の定めるところにより災害予防及び災害応急対策を実施する。

(組織)

第4条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第5条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第6条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 9 月14日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

発令 平成25年10月1日号外内閣府告示第228号

最終改正 令和5年6月16日号外内閣府告示第91号

災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第三条第一項及び第五条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成二十五年十月一日から適用する。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第一章 救助の程度、方法及び期間

（救助の程度、方法及び期間）

第一条 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第四条第一項各号及び第二項に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

（避難所及び応急仮設住宅の供与）

第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

- イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。
- ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百四十円以内とすること。
- ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。
- ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。
- ヘ 法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とすること。

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法

により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

- (1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。
- (2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百七十七万五千円以内とすること。
- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- (6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。
- (7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
- (2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とすること。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

- イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。
- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千二百三十円以内とすること。
- ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

二 飲料水の供給

- イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万九千二百円	二万四千六百円	三万六千五百円	四万三千六百円	五万五千二百円	八千円
冬季	三万千八百円	四万千円	五万七千二百円	六万六千九百円	八万四千三百円	一万六千六百円

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	六千三百円	八千四百円	一万二千六百円	一万五千四百円	一万九千四百円	二千七百円
冬季	一万円	一万三千二百円	一万八千八百円	二万二千三百円	二万八千四百円	三千七百円

四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(医療及び助産)

第五条 法第四条第一項第四号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療

イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とすること。

二 助産

イ 災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とすること。

(被災者の救出)

第六条 法第四条第一項第五号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とすること。

(被災した住宅の応急修理)

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。

ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万円以内とすること。

ハ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了すること。

二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

ロ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、そ

の修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円

ハ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、六月以内）に完了すること。

（生業に必要な資金の貸与）

第八条 法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。

二 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。

三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とすること。

イ 生業費 一件当たり 三万円

ロ 就職支度費 一件当たり 一万五千円

四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。

イ 貸与期間 二年以内

ロ 利子 無利子

五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならないこと。

（学用品の給与）

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 一人当たり 四千八百円
- (2) 中学校生徒 一人当たり 五千百円
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 五千六百円

四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならないこと。

(埋葬)

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

- イ 棺（附属品を含む。）
- ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万九千百円以内、小人十七万五千二百円以内とすること。

四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

- イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。
- ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。
- ハ 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

二 死体の処理

- イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。
- ロ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (2) 死体の一時保存
 - (3) 検案
- ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千五百円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千五百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十三万八千七百円以内とすること。
- 三 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

（救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十三条 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 被災者（法第四条第二項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援
 - ロ 医療及び助産
 - ハ 被災者の救出
 - ニ 飲料水の供給
 - ホ 死体の捜索
 - ヘ 死体の処理
 - ト 救済用物資の整理配分
- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。
- 三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

第二章 実費弁償

（実費弁償）

第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

イ 日当

法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第三条に規定する都道府県知事等をいう。）の統括する都道府県等（法第十七条第一号に規定する都道府県等をいう。ハにおいて同じ。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする

こと。

ハ 旅費

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。

二 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

第三章 災害救助事務

(救助事務費)

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ 時間外勤務手当

ロ 賃金職員等雇上費

ハ 旅費

ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

ホ 使用料及び賃借料

ヘ 通信運搬費

ト 委託費

二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百三十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十

ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九

ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八

ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七

ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六

ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五

ト 五億円を超える部分の金額については百分の四

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十三条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第十四条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。

前 文〔抄〕〔平成二六年三月三十一日内閣府告示第一九号〕

平成二十六年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二七年三月三十一日内閣府告示第四四号〕

平成二十七年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二八年三月三十一日内閣府告示第一一二号〕

平成二十八年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二九年三月三十一日内閣府告示第五三五号〕

平成二十九年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成三〇年三月三〇日内閣府告示第五一号〕

平成三十年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和元年九月三〇日内閣府告示第八九号〕

令和元年十月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和元年一〇月二三日内閣府告示第三七八号〕

公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年八月二十八日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和三年五月二〇日内閣府告示第七一号〕

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）の施行の日（令和三年五月二十日）から適用する。

前 文〔抄〕〔令和三年六月一八日内閣府告示第七六号〕

公布の日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和四年三月三十一日内閣府告示第三七号〕

令和四年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和五年三月三十一日内閣府告示第三六号〕

令和五年四月一日から適用する。

附 則〔令和五年六月一六日内閣府告示第九一号〕

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は令和五年四月一日から適用する。

○災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第8条によ

り知事が別に定める実費弁償の額（令和6年度）

1 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者

災害救助法第7条第5項の規定による実費弁償の限度（日当、超過勤務手当、費用弁償）

職種	日当	超過勤務手当 (1時間当たり)	費用弁償額
医師 歯科医師	22,600円	4,520円	職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）の摘要を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額とする。
薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 歯科衛生士	15,700円	3,140円	
保健師 助産師 看護師 准看護師	14,800円	2,960円	
救急救命士	14,500円	2,900円	
土木技術者 建築技術者	15,000円	3,000円	
大工	29,500円	5,900円	
左官	30,000円	6,000円	
とび職	27,600円	5,520円	

2 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定をする者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その百分の三の額を加算した額以内とする。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(早見表)

〔令和6年1月1日現在〕

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	1 基本額 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあつての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
	災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	1 基本額 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあつての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者	建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じた設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間				備 考				
炊き出しその他の による食品の給 与	1 避難所に収容さ れた者 2 住家に被害を受 け、若しくは災害 により現に炊事の できない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日か ら7日以内				費用は、主食、副食及び燃料 等の経費（食品給与のための総 経費を延給食日数で除した金額 が限度額以内であればよい。（1 食は1／3日））				
飲料水の供給	現に飲料水を得る ことができない者 （飲料水及び炊事 のための水である こと。）	当該地域における通常 の実費	災害発生の日か ら7日以内				費用は、水の購入費のほか、 給水又は浄水に必要な機械又は 器具の借上費、修繕費及び燃料 費並びに薬品又は資材の費用 （輸送費、人件費は別途計上）				
被服、寝具その 他生活必需品の 給与又は貸与	全半壊（焼）、流 失、床上浸水（土砂 のたい積等により一 時的に居住すること ができない状態と なったものを含む。 以下同じ。）、全島避 難等により、生活上 必要な被服、寝具そ の他生活必需品を喪 失又は損傷等により 使用することができ ず、直ちに日常生活 を営むことが困難な 者	1 夏季（4月～9月）、冬 季（10月～3月）の季別 は災害発生の日をもつて 決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日か ら10日以内				1 備蓄物資の価格は時価（特 に著しい物価の変動が無い限 り、年度当初の時価として差 し支えない。） 2 現物給付に限ること。			
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 （1人増すごとに 加算）		
		全 全 流	壊 焼 失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000	
				冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600	
		半 半 床	壊 焼 上 浸 水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	
				冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700	
医療	医療の途を失った 者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材 料、破損医療器具修繕費 等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬 の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日か ら14日以内				患者等の移送費は、別途計上			
助産	災害発生の日以前 又は以後7日以内に 分べんした者であつ て災害のため助産の 途を失った者（出産 のみならず、死産及 び流産を含み現に助 産を要する状態にあ る者）	1 救護班等 使用した衛生材料等の 実費 2 助産師 慣行料金の100分の80以 内の額		分べんした日か ら7日以内				妊婦等の移送費は、別途計上			
被災者の救出	1 現に生命、身体 が危険な状態にあ る者 2 生死不明の状態 にある者	当該地域における通常 の実費		災害発生の日か ら3日以内				1 費用は、舟艇その他救出の ための機械、器具等の借上費 又は購入費、修繕費及び燃料 費（輸送費、人件費は、別途 計上） 2 期間内に生死が明らかにな らない場合は、以後「死体の 搜索」として取り扱う。			

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
被災した住宅の 応急修理	住家が半壊（焼）、準 半壊し、雨水の浸入 等を放置すれば住家 の被害が拡大するお それがある者	緊急修理が必要な部分 1 世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日か ら10日以内	費用は、合成樹脂シート、ロ ープ、土のう等を用いて行う修 理費
	1 住家が半壊 （焼）、準半壊し、 自らの資力により 応急修理をするこ とができない者 2 大規模な補修を 行わなければ居住 することが困難で ある程度に住家が 半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等 日常生活に必要最小限度の 部分 1 世帯当たり 1 2 に掲げる世帯以外の 世帯 706,000円以内 2 半壊（焼）、準半壊によ り被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日か ら3ヶ月以内（特 定災害対策本部、 非常災害対策本部 又緊急災害対策本 部が設置された災 害にあつては6ヶ 月以内）	
生業に必要な資 金の貸与	住家が全壊（焼）、 流失し、生業の手段 を失った世帯（生業 の見込みが確実な具 体的事業計画があり、 償還能力のある 者に限る。）	1 生業費 1 件当たり 30,000円以内 2 就職支度費 1 件当たり 15,000円以内	災害発生の日か ら1ヶ月以内	1 費用は、機械、器具又は資 材の購入費 2 貸与機関 2 年以内 3 利子 無利子
学用品の給与	住家の全壊（焼）、 流失、半壊（焼）又 は床上浸水により学 用品を喪失又は損傷 等し、就学上支障の ある小学校児童、中 学校生徒及び高等学 校等生徒	1 教科書及び教科書以外 の教材で教育委員会に届 出又はその承認を受けて 使用している教材実費 2 文房具及び通学用品 (1) 小学校児童 1 人当たり 4,800円以内 (2) 中学校生徒 1 人当たり 5,100円以内 (3) 高等学校等生徒 1 人当たり 5,600円以内	1 教科書 災害発生の日 から1ヶ月以内 2 文房具及び通 学用品 災害発生の日 から15日以内	1 入進学時の場合は個々の実 情に応じて支給する。 2 同一品目で価格の異なる場 合は、平均価格をもって精算 して差し支えない。 3 市の救助の範囲は、原則と して市立小中学校の児童生徒 となる。
埋葬	災害の際死亡した 者を対象にして実際 に埋葬を実施する者 に支給	1 大人（12歳以上） 1 体当たり 219,100円以内 2 小人（12歳未満） 1 体当たり 175,200円以内	災害発生の日か ら10日以内	災害発生の日以前に死亡した 者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態に あり、かつ、各般の 事情によりすでに死 亡していると推定さ れる者	当該地域における通常の 実費	災害発生の日か ら10日以内	1 費用は、舟艇その他救出の ための機械、器具等の借上費 又は購入費、修繕費及び燃料 費（輸送費、人件費は、別途 計上） 2 災害発生後3日を経過した ものは一応死亡した者と推定 している。
死体の処理	災害の際死亡した 者について、死体に関 する処理（埋葬を除く。） をする。	1 洗浄、縫合、消毒等 1 体当たり 3,500円以内 2 一時保存 (1) 既存建物借上費 通常の実費 (2) 既存建物以外 1 体当たり 5,500円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日か ら10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計 上 3 死体の一時保存にドライア イスの購入費等が必要な場合 は当該地域における通常の実 費を加算できる。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1 日当 法第7条第一1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の統括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。 2 時間外勤務手当 職種ごとに、1に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内 3 旅費 職種ごとに、1に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内	救助の実施が認められる期間以内	
	災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内		
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	国庫負担を行う年度における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、下表の1から7までに掲げる区分に応じ、それぞれ1から7までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。
		1 30,000,000円以下の部分の金額については100分の10 2 30,000,000円を超え60,000,000円以下の部分の金額については100分の9 3 60,000,000円を超え100,000,000円以下の部分の金額については100分の8 4 100,000,000円を超え200,000,000円以下の部分の金額については100分の7 5 200,000,000円を超え300,000,000円以下の部分の金額については100分の6 6 300,000,000円を超え500,000,000円以下の部分の金額については100分の5 7 500,000,000円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

〔様 式 等〕

○栃木県火災・災害等即報要領報告様式

第 1 号様式(火災)

第 報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
第 1 報については F A X 送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(Tel)

(月 日 時 分現在)

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所			栃木県防災 情報マップ 6- , - (英字) (数字)
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)
火元の業態・ 用 途	事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所	出火原因		
死傷者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人	死者の生じた 理 由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²
焼損程度	焼損 棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 計 棟 ぼ や 棟	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部 (署) 消防団 その他 (消防防災ヘリコプター等)	台 台 台・機	人 人 人
救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式(特定の事故)

第

報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分		
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)			
第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(Tel)		
事故名 1 危険物等に係る事故 2 原子力施設等に係る事故 3 その他特定の事故 (月 日 時 分現在)					
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名					
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI 等 7. その他 ()	物質名			
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()				
施設の概要		危険物施設の区分			
事故の概要					
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽症	人 (人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
			消防本部 (署)	台 人	
			消防団	台 人	
			消防防災ヘリコプター	機 人	
			海上保安庁	人	
			自衛隊	人	
	その他	人			
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第 3 号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第

報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)			
		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	
	計 人	重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）〔災害概況即報〕

第 報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(Tel)

(月 日 時 分現在)

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分							
被害の状況	人的被害	死者			人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟	
		うち 災害関連死者			人			人		半壊		棟	床下浸水		棟	
		不明			人		軽傷			人	一部 損壊		棟	未分類		棟
119 番通報の件数																
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況															
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)													
	自衛隊派遣要請の状況															
	その他市町が講じた応急対策															

《危機管理課・消防防災課確認事項》

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
- 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
- 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
- 4 住民の避難の状況について確認する。(緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難の区別をはっきりさせること。)
- 5 道路、崖崩れの状況について確認する。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1）別紙
（避難指示等の発令状況）

市町名 ()

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式（その2）〔被害状況即報〕

[illegible]

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」によるが、特に次のことに注意すること。

※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたものののみ計上すること。

※2 リ災世帯及びリ災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。

※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上

◎ 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

〔そ の 他〕

○種類別指定文化財一覧

指定別	文化財名	所在
無形文化財		
国選択	程村紙	福田製紙所
有形：建造物		
市	安楽寺山門（四脚門） 附棟札1枚	安楽寺（田野倉）
市	安楽寺薬師堂 附棟札及び宮殿	安楽寺（田野倉）
市	加茂神社本殿及び雨覆	加茂神社（月次）
市	神長門（烏山城裏門）	個人蔵
市	太平寺仁王門	太平寺（滝）
市	大久保常春公厨子（宮殿）	寿亀山神社（中央3）
市	太平寺本堂	太平寺（滝）
市	稲積神社本殿	稲積神社（下境）
市	鹿島神社本殿 附置札・鏡・宗源宣旨	鹿島神社（森田）
市	愛宕神社本殿 附棟札及び置札	愛宕神社（志鳥）
県	宮原八幡宮本殿	宮原八幡宮（宮原）
有形：絵画		
市	是貞房浄因之図	法康寺（鴻野山）
市	弁天星祭図	個人蔵
市	鯛と酒樽の祝図	個人蔵
市	玉屋渡辺藤兵衛肖像画	個人蔵
市	安藤寿貞肖像画	個人蔵
市	梅に朝日図	個人蔵
市	鶏図	個人蔵
市	出開帳図（神楽一万度御旅）	個人蔵
市	商売繁盛図	個人蔵
市	花咲翁図	個人蔵
市	鶴の図	個人蔵
市	鮎の図	個人蔵
市	唐美人の図	個人蔵
県	板絵著色 楊貴妃図	稲積神社（下境）
県	板絵著色 韓信の股くぐり図	稲積神社（下境）

有形：彫刻		
市	木造 十二神将立像	安楽寺（田野倉）
市	木造 不動明王立像	安楽寺（田野倉）
市	木造 阿弥陀如来坐像	小白井
市	木造 日光・月光菩薩及び十二神将立像	西光寺（熊田）
市	木造 伝薬師三尊立像	曲田
市	木造 伝阿弥陀三尊像	曲田
市	木造 薬師如来坐像	芳朝寺（森田）
市	木造 阿弥陀如来立像（伝御前立）	松原寺（三箇）
市	木造 風神・雷神像	太平寺（滝）
市	木造 二十八部衆像	太平寺（滝）
市	木造 仁王像	太平寺（滝）
市	木造 延命地藏菩薩坐像	正光寺（興野）
市	銅造 聖観音菩薩立像	個人蔵
市	木造 薬師如来立像	中山
市	銅造 聖観音菩薩立像	個人蔵
市	木造 弥勒菩薩立像	個人蔵
市	銅造 観世音菩薩立像	個人蔵
市	銅造 千手観音菩薩立像	個人蔵
市	木造 地藏菩薩立像	正光寺（興野）
市	木造 毘沙門天立像・両脇侍像	一乗院（金井１）
市	木造 阿弥陀如来立像	善念寺（金井１）
市	銅造 聖徳太子誕生仏様像	天性寺（南１）
市	銅造 阿弥陀如来立像	宝蔵寺（小木須）
市	木造 聖観音菩薩立像	東泉寺（小倉）
県	木造 薬師如来坐像	安楽寺（田野倉）
県	木造 薬師如来坐像	西光寺（熊田）
県	銅造 阿弥陀三尊立像	西方寺（月次）
県	松倉山観音堂仏像	長久寺（大木須）
県	木造 千手観音菩薩立像	太平寺（滝）
県	金銅 観音立像	横枕
有形：工芸品		
市	甲冑	寿亀山神社（中央３）
市	軍扇（２柄）	宮原八幡宮（宮原）
市	神納麾	宮原八幡宮（宮原）

市	透し彫嵌込み扉	太平寺（滝）
市	伝堀家軍陣用湯釜附箱	那須烏山市
市	山あげ屋台（6台）	金井2他
市	刀 銘 下野国烏山住一心斎貫	個人蔵
県	刀 銘 作陽幕下士細川正義同正守造之	個人蔵
県	わきざし 銘 陸奥守藤原将応	個人蔵
県	天蓋	太平寺（滝）
県	旗図罽	個人蔵
県	太刀 栗原昭秀作	個人蔵
有形：古文書		
市	享保の町絵図	那須烏山市
市	享保五庚子年御裁許御裏書絵図他4点	向田
市	烏山領下境村小木須村馬草場訴論絵図	個人
市	元禄の裁許絵図	個人
市	川俣家文書（弓術関係文書他）	個人
市	城主拝命時指示書	個人
市	郷中御条目九十二か条	個人
市	差出帳（酒主村差出帳）	那須烏山市
市	差出帳（志鳥村指出案詞）	個人
市	藩政心得三十か条	那須烏山市
市	興野村検地帳	個人
市	寛政の町絵図附町絵図箱	個人
有形：書跡・典籍		
市	赤坂町祭礼記録	那須烏山市
市	民家分量記	那須烏山市
市	大般若経	宝幢院（上境）
有形：考古資料		
市	珠文鏡（東原古墳群出土）	那須烏山市
市	小志鳥横穴墓群出土品	那須烏山市
市	吉原横穴墓群出土品	那須烏山市
市	縄文土器（滝川前遺跡出土）	那須烏山市
市	縄文土器（泉遺跡出土）	那須烏山市
市	人物埴輪頭部（塙平古墳出土）	那須烏山市
市	縄文土器・土師器（中山地内出土）	個人蔵
市	縄文土器（滝川前遺跡出土）	個人蔵

市	大型握槌石器 2点（宮原遺跡出土）	那須烏山市
市	縄文土器（泉遺跡出土）	個人蔵
有形：歴史資料		
市	大久保常春公木像	寿亀山神社（中央3）
市	勅額大寂院	泉溪寺（金井1）
市	町絵図改帳	個人
市	お六姫遺書写	個人
市	領知目録（2点）	個人
市	下野烏山領騒動記	個人
市	烏山城追手門親柱礎石（1対）	那須烏山市
市	ギリシタン禁制々札	個人
市	徒党強訴逃散禁止制札	個人
市	徒党強訴逃散禁止制札	那須烏山市
市	烏山八景の碑	東江神社（滝田）
市	中世文書（8点）	天性寺（南1）
市	円応関係文書（4点）	天性寺（南1）
市	松下石見守寄進状	天性寺（南1）
市	東皐心越禅師南台八景詩巻	天性寺（南1）
市	那須系図（2巻）	天性寺（南1）
市	烏山仕法関係文書（8点）	天性寺（南1）
市	堀家関係文書（6点）	天性寺（南1）
市	木造 源翁和尚椅像	泉溪寺（金井1）
市	烏山城主大久保家累代位牌	太平寺（滝）
市	圃祖法変更記念碑実記	個人
市	織田信長公位牌	天性寺（南1）
有形民俗		
市	加茂神社の献額・絵馬群（18点）	加茂神社（月次）
市	間引絵馬	太平寺（滝）
市	宮原八幡宮絵馬（3点）	宮原八幡宮（宮原）
市	巴御前絵馬	稲積神社（下境）
市	二十三夜供養塔	那須烏山市
市	道祖神	下境
市	稲積神社の献額・絵馬群（45点）	稲積神社（下境）
市	宝篋印塔	太平寺（滝）
市	木造 青面金剛立像	大木須

市	一字一石経	妙光寺（南１）
市	阿弥陀堂千体仏	太平寺（滝）
無形民俗		
市	熊田太々神楽	熊田
市	森田の獅子舞	森田
市	興野ささら獅子舞	興野
市	宮原八幡宮観世流太々神楽	宮原
市	下境佐々良獅子舞	下境
国選択	塙の天祭	三箇
国重要	烏山の山あげ行事	中央
史跡		
市	曲田横穴墓群	曲田
市	大和久古墳群	南大和久
市	十二口横穴墓群	南大和久
市	放下僧館跡	大里
市	芝下横穴墓群	曲田
市	大田原氏累代の墓碑	芳朝寺（森田）
市	小志鳥横穴墓群	志鳥
市	久保前古墳	藤田
市	御救小屋跡	天性寺（南１）
市	円応和尚の墓	天性寺（南１）
市	菅谷八郎右衛門の墓	天性寺（南１）
市	那須家六代の墓	天性寺（南１）
市	中山横穴墓群	中山
市	大久保次郎左衛門の墓	妙光寺（南１）
市	阿弥陀堂板碑	個人蔵
市	渡邊潭北の墓	個人蔵
市	庭園	個人蔵
市	耕便門の碑	旭
国	長者ヶ平官衙遺跡附東山道跡	鴻野山
国	烏山城跡	城山
天然記念物		
市	高瀬のカヤ	高瀬
市	弁天様の大イチョウ	森田
市	高尾神社のケヤキ	曲畑

市	志鳥の傘藤	志鳥
市	志鳥の一本杉	志鳥
市	西山辰街道の大桜	八ヶ代
市	諏訪神社のコウヤマキ	八ヶ代
市	上川井のツガ	上川井
市	太平寺のカヤ	滝
市	宝蔵寺のカヤ	小木須
市	宝幢院のカヤ	上境
市	ヒカゲツツジ	下境
市	イワウチワ	興野
市	クモノスシダ	大木須
市	稲積城址の祠叢	下境
市	国見大久保のユコウ	小木須
市	向田のナツメ	向田
県	菩提久保のボダイジュ	八ヶ代

〔令和6年1月1日現在〕

○避難指示等の判断・伝達マニュアル

〔平成24年度策定〕

〔令和6年度改定〕

風水害編

1 対象とする河川

避難指示等の対象となる河川は下表のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
- (2) 不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。
- (3) 浸水深が50cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。流速が早い場合は、20cm程度でも歩行不可能であること。
- (4) 用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10cm程度でも危険であること。

避難指示等の対象河川

河川名	基準観測所	備考
那珂川	小 口	国管理
荒 川	連城橋	県管理
簗 川	佐久山	県管理
その他の中小河川		

2 避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難指示等は、下表を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。なお、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
- (2) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- (3) 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。
- (4) 避難指示等の発令基準に達したときは、災害の危険性が高まっている状況であることから、避難場所の開設が間に合っていない場合においても、躊躇なく発令を行うこと。

避難指示等の発令基準

指定河川の洪水に係る避難指示等の発令基準	
基準観測所	那珂川：小口観測所、荒川：連城橋観測所、箒川：佐久山観測所
警戒レベル3 高齢者等避難	▷ 水位観測所の水位が避難判断水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合又は 氾濫危険水位に達すると見込まれる場合 那珂川：5.00m 荒川：2.00m 箒川：3.50m ▷ 氾濫警戒情報が発表されたとき。
警戒レベル4 避難指示	▷ 水位観測所の水位が氾濫危険水位に達した場合 那珂川：5.50m 荒川：2.50m 箒川：4.00m ▷ 氾濫危険情報が発表されたとき。
警戒レベル5 緊急安全確保	▷ 氾濫が発生したとき。 ▷ 堤防が決壊したとき。
指定河川以外の中小河川の洪水に係る避難指示等の発令基準	
警戒レベル3 高齢者等避難	▷ 気象庁の洪水キキクルにおいて、危険度が警戒（赤）に達したとき。 ▷ 市が把握した情報を解析した結果、市長が発令が必要であると判断したとき。
警戒レベル4 避難指示	▷ 気象庁の洪水キキクルにおいて、危険度が非常に危険（うす紫）に達したとき。 ▷ 市が把握した情報を解析した結果、市長が発令が必要であると判断したとき。
警戒レベル5 緊急安全確保	▷ 氾濫が発生したとき。 ▷ 堤防が決壊したとき。

3 避難指示等の伝達内容等

(1) 避難指示等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じて伝達する。

避難指示等の例文

警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル3、高齢者等避難開始！ 警戒レベル3、高齢者等避難開始！ こちらは、那須烏山市です。 ○○川が増水し氾濫するおそれがあるため、○○地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。 ○○地区の洪水浸水想定区域内の、高齢者や障害のある方等、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。避難場所への避難が困難な方は近くの安全な所に避難ください。 それ以外の方は避難を準備し、危険を感じたら早めに避難ください。
警戒レベル4 避難指示	警戒レベル4、避難指示！ 警戒レベル4、避難指示！ こちらは、那須烏山市です。 ○○川が増水し氾濫するおそれが高まったため、○○地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル4、避難指示を発令しました。 ○○地区の洪水浸水想定区域内にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移転するなど、身の安全を確保してください。
警戒レベル5 緊急安全確保	警戒レベル5、緊急安全確保！ 警戒レベル5、緊急安全確保！ こちらは、那須烏山市です。 ○○川が増水し、既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！ ○○地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移転するなど、直ちに身の安全を確保してください。 命を守る最善の行動をお願いします。

(2) 避難指示等の伝達先

次の伝達先等に対し、災害の状況等に応じて伝達するものとする。

- ① 住民等（住民、自治会長、民生委員・児童委員、自主防災組織代表者等）

- ② 避難行動要支援者・福祉関係機関等（避難行動要支援者名簿の登録者・支援者、市社会福祉協議会、老人ホーム、保育所、病院等）
- ③ 防災関係機関等（消防署、消防団、警察署、県、国等）

(3) 避難指示等の伝達手段

次の伝達手段等を用いて、災害の状況、伝達先に応じて最善の手段により伝達するものとする。

- ① 防災行政無線
- ② 防災Infoなすからすやま（戸別受信機含む。）
- ③ 市防災行政情報メール
- ④ エリアメール・緊急速報メール
- ⑤ 消防サイレン
- ⑥ 消防団車両
- ⑦ 市広報車
- ⑧ 消防団員による個別訪問
- ⑨ 消防関係機関、警察等による個別訪問
- ⑩ 市ホームページ
- ⑪ ソーシャル・ネットワーキング・サービス
- ⑫ 自治会、自主防災組織への電話
- ⑬ Lアラートを通じたテレビ、ラジオ放送
- ⑭ とちぎテレビデータ放送

土砂災害編

1 対象とする区域

- (1) 避難指示等の対象となる区域は土砂災害警戒区域を主とするが、運用にあたっては、次の事項に留意する。
- ① 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
 - ② 土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害警戒情報に関する補足情報や警戒区域図を参考に、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。
 - ③ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。
- (2) 避難の際には、次の事項に留意する。
- ① 避難場所へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域内の通過は可能な限り避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避けること。
 - ② 避難場所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

2 避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難指示等は、下表を参考に、今後の気象予測や土砂災害警戒区域の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。なお、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
- (2) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- (3) 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと
- (4) 避難指示等の発令基準に達したときは、災害の危険性が高まっている状況であることから、避難場所の開設が間に合っていない場合においても、躊躇なく発令を行うこと。

避難指示等の発令基準

土砂災害に係る避難指示等の発令基準	
警戒レベル3 高齢者等避難	▷ 大雨警報（土砂災害）が発表された場合 ▷ 気象庁の土砂キキクルにおいて、危険度が警戒（赤）に達したとき。 ▷ 前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見されたとき。
警戒レベル4 避難指示	▷ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ▷ 気象庁の土砂キキクルにおいて、危険度が非常に危険（うす紫）に達したとき。 ▷ 前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見されたとき。
警戒レベル5 緊急安全確保	▷ 土砂災害が発生した場合 ▷ 土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。

3 避難指示等の伝達内容等

(1) 避難指示等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じて伝達する。

避難指示等の例文

警 戒 レ ベ ル 3 高 齢 者 等 避 難	警戒レベル3、高齢者等避難開始！ 警戒レベル3、高齢者等避難開始！ こちらは、那須烏山市です。 土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。 〇〇地区の土砂災害警戒区域内の、高齢者や障害のある方等、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。避難場所への避難が困難な方は近くの安全な所に避難ください。 それ以外の方は避難を準備し、危険を感じたら早めに避難ください。
警 戒 レ ベ ル 4 避 難 指 示	警戒レベル4、避難指示！ 警戒レベル4、避難指示！ こちらは、那須烏山市です。 土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4、避難指示を発令しました。 〇〇地区の土砂災害警戒区域内にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 避難場所等への避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。
警 戒 レ ベ ル 5 緊 急 安 全 確 保	警戒レベル5、緊急安全確保！ 警戒レベル5、緊急安全確保！ こちらは、那須烏山市です。 那須烏山市に大雨特別警報（土砂災害）が発表されました。 〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。 命を守る最善の行動をお願いします。

(2) 避難指示等の伝達先

次の伝達先等に対し、災害の状況等に応じて伝達するものとする。

- ① 住民等（住民、自治会長、民生委員・児童委員、自主防災組織代表者等）
- ② 避難行動要支援者・福祉関係機関等（避難行動要支援者名簿の登録者・支援者、市社会福祉協議会、老人ホーム、保育所、病院等）
- ③ 防災関係機関等（消防署、消防団、警察署、県、国等）

(3) 避難指示等の伝達手段

次の伝達手段等を用いて、災害の状況、伝達先に応じて最善の手段により伝達するものとする。

- ① 防災行政無線
- ② 防災Infoなすからすやま（戸別受信機含む。）
- ③ 市防災行政情報メール
- ④ エリアメール・緊急速報メール
- ⑤ 消防サイレン
- ⑥ 消防団車両
- ⑦ 市広報車
- ⑧ 消防団員による個別訪問
- ⑨ 消防関係機関、警察等による個別訪問
- ⑩ 市ホームページ
- ⑪ ソーシャル・ネットワーキング・サービス
- ⑫ 自治会、自主防災組織への電話

- ⑬ Lアラートを通じたテレビ、ラジオ放送
- ⑭ とちぎテレビデータ放送